

平成30年12月10日12月三次市議会定例会を開議した。

1 出席議員は次のとおりである（19名）

| | | |
|------------|------------|-----------|
| 4番 弓掛 元 | 5番 藤井 憲一郎 | 6番 黒木 靖治 |
| 7番 横光 春市 | 8番 山村 恵美子 | 9番 宍戸 稔 |
| 10番 保実 治 | 11番 新家 良和 | 13番 小田 伸次 |
| 14番 岡田 美津子 | 15番 鈴木 深由希 | 16番 桑田 典章 |
| 17番 澤井 信秀 | 18番 池田 徹 | 20番 竹原 孝剛 |
| 21番 齊木 亨 | 22番 杉原 利明 | 23番 亀井 源吉 |
| 24番 助木 達夫 | | |

2 欠席議員は次のとおりである（2名）

| | |
|----------|-----------|
| 3番 伊藤 芳則 | 19番 大森 俊和 |
|----------|-----------|

3 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

| | |
|---------------------------------|----------------------------|
| 市長 増田 和俊 | 副市長 高岡 雅樹 |
| 副市長 柴田 亮 | 政策部長 中村 好宏 |
| 総務部 局長 選挙管理委員会 事務局長 落田 正弘 | 財務部長 部谷 義登 |
| 地域振興部長 瀧 奥 恵 | 市民部長 稲倉 孝士 |
| 福祉保健部長 森本 純 | 子育て・女性支援部長 松長 真由美 |
| 市民病院部 事務部長 池本 敏範 | 産業環境部長 併農業委員会事務局長 日野 宗昭 |
| 建設部長 坂本 高宏 | 水道局長 勝山 修 |
| 教育長 松村 智由 | 教育次長 長田 瑞昭 |
| 君田支所長 小田 邦子 | 布野支所長 中宗 久之 |
| 作木支所長 中原 みどり | 吉舎支所長 安井 正則 |
| 三良坂支所長 古野 英文 | 三和支所長 行政 豊彦 |
| 甲奴支所長 牧原 英敏 | 監査事務局長 中原 真一 |

4 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | |
|--------------|--------------|
| 事務局 局長 大鎗 克文 | 次 長 新田 泉 |
| 議事係 長 水本 公則 | 政務調査係長 石田 和也 |
| 政務調査主任 清水 大志 | |

5 会議に付した事件は次のとおりである

| 日程番号 | 議案番号 | 件名 |
|------|------|---|
| 第 1 | | <p>一 般 質 問</p> <p>池 田 徹</p> <p>竹 原 孝 剛</p> <p>岡 田 美津子</p> <p>黒 木 靖 治</p> <p>助 木 達 夫</p> <p>鈴 木 深由希</p> <p>齊 木 亨</p> <p>杉 原 利 明</p> <p>横 光 春 市</p> <p>保 実 治</p> <p>山 村 恵美子</p> <p>宍 戸 稔</p> <p>弓 掛 元</p> |

平成30年12月三次市議会定例会議事日程（第2号）

（平成30年12月10日）

| 日程番号 | 議案番号 | 件名 |
|------|------|-----------------|
| 第 1 | | 一 般 質 問 |
| | | 池 田 徹…………… 59 |
| | | 竹 原 孝 剛…………… 69 |
| | | 岡 田 美津子…………… 86 |
| | | 黒 木 靖 治……………104 |
| | | 助 木 達 夫（延会） |
| | | 鈴 木 深由希（延会） |
| | | 齊 木 亨（延会） |
| | | 杉 原 利 明（延会） |
| | | 横 光 春 市（延会） |
| | | 保 実 治（延会） |
| | | 山 村 惠美子（延会） |
| | | 宍 戸 稔（延会） |
| | | 弓 掛 元（延会） |


~~~~~ ○ ~~~~~

——開議 午前10時 0分——

○議長（小田伸次君） 皆さん、おはようございます。

本日から3日間、一般質問を13人の議員が行います。

ただいまの出席議員数は19人であります。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名者として、山村議員及び横光議員を指名いたします。

この際、御報告いたします。本日の会議の欠席者として、伊藤議員、大森議員から、一身上の都合により欠席する旨、届け出がありました。

次に、本日の一般質問に当たり、岡田議員及び黒木議員から資料を画面表示したい旨、事前に申し出がありましたので、これを許可しております。なお、資料の内容については配付しておりますので、よろしく願いいたします。

以上で報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（小田伸次君） 日程第1、これより一般質問を行います。

順次質問を許します。

（18番 池田 徹君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 池田議員。

〔18番 池田 徹君 登壇〕

○18番（池田 徹君） 皆さん、おはようございます。市民クラブの池田でございます。12月議会1番バッターとして、今までの16年間であったことも含めて、本年度の7月災害等の質問をしていきたいと思っております。どうか明快な回答をお願いいたしまして、通告に従い一般質問に入らせていただきます。

まず初めに、三次市の危機管理体制についてお伺いをいたします。一昨年、9月に川地で起きた事件といいますか、事件にはならなかったんですが、大規模な搜索等が川地で行われました。9月8日の未明に、警察が逃走する車を追いかけて発砲するということがあったんですが、まずお聞きしたいのは、市のほうにどういう形で情報が何時ごろ寄せられたのか。といいますのは、9月8日ですから、川地地区ではもう稲刈りの最盛期になっておりますし、また時間的に見ますと、保育所、小学校、中学校の登校時間も含まれておりましたし、もちろん通勤等も、その現場を通過して通勤するわけですが、まず初めにどのように情報が入ったのかをお聞きいたします。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 落田総務部長。

〔総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇〕

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） まず市に対してどのように情報が入っ

たのかということでございますけれども、昨年9月8日、午前0時30分ごろに、安芸高田市内において窃盗犯が逃走しているという事案が発生しまして、午前7時ごろ危機管理課の職員が三次警察署から連絡を受けたということでございます。

(18番 池田 徹君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 池田議員。

[18番 池田 徹君 登壇]

○18番(池田 徹君) 案外早く通報が入ったということなのですが、どこへ、どのように市民を守る立場で情報伝達をしたというのが一番大きな問題だろうというふうに思います。保育所、小学校、中学校に聞いてみますと、8時前だと思いますが、校長、所長は知っておりました。ですが、ちょうど教職員の出勤時間、出勤しておる人にはそれなりの対応を指示したようですが、細かく指示がなされたのかどうなのかというのが大きな疑問になっております。各校長とも、7時半から40分ぐらいに聞きましたと。ということは、子供はもう登校し始めている時間になったんですが、そこらはどのように対応されたのか。もしくはどのように今後指導されていくのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 昨年9月8日の窃盗犯逃亡の事件についてですけれども、経過を申し上げますと、午前7時15分ごろに危機管理課から一報が入ったため、すぐに三次警察署へ事実確認及び聞き取りを行い、午前7時半ごろには電話で川地小、川地中学校長へ危機管理体制をとるように指示をしたところです。登校時刻が迫っておりましたので、全保護者への連絡は困難であったため、通学路へ教職員が立ち、見守りを行い、安全確保に努めたところであります。その後、市内全小・中学校の校長及び教頭にも、児童生徒が安全に通学できるよう、教職員による登下校指導や見守り措置を講じるよう、メールで指示をしております。

このように、全部の小・中学校で安全確保をとれるように指導、また指示もしておりますのでございます。

(18番 池田 徹君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 池田議員。

[18番 池田 徹君 登壇]

○18番(池田 徹君) 今、教育次長が答弁したように、教育関係というのはできるだけ、最低限の努力はしたというふうには思いますが、本部の危機管理体制について苦言を呈しておきたいと思います。

先ほどもいいましたように、とはいっても子供はもう登校時間に入っている。出てきた教職員で対応したと。できる限りのことをしたというふうに思いますが、一方、市民に対して、問題が解決するまで、川地の場合は一日中ヘリコプターの騒音に悩まされ、パトカーが何分おきかにぐるぐる何台も回って、警察犬等もわんわん鳴いているという状況の中で、何が起きた

のか、訓練を行っとなるのかどうなのかというような事態に一日中悩まされたと、何件も問い合わせがありました。ちょうど、昨年の9月議会のしょっぱなの日ですからよく覚えております。

こういうふうになったとき、今後、先ほど盗難という話が答弁の中でありましたが、何週間かたった後に、実は友達から借りとった車だったということで、ほっとしたのは何週間か後なんです。そういうふうなことが万が一起きたとき、どこで起きるかわからない事案ですが、今後どのようにやっていこうと思われたのか。1年3カ月たった今、どのようにお考えになっておられるのか、お聞きをいたします。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 今後の対応も含めて申し上げます、今回の事案に関しまして、音声告知放送で情報を伝えるというためには、正しい情報を迅速に収集する必要があると思います。今回の場合、警察から市への事件発生の連絡後、音声告知放送を行うまでに時間を要したということは課題であろうというふうにとらえております。

今後ですけれども、警察との連携の中で迅速な情報収集と放送内容を協議する必要があるととらえまして、同様の事案が発生した場合には、住民自治組織への通知は、事案の内容に応じて必要と認められる組織の代表者、または事務局の職員の携帯電話へ連絡をするよう考えております。

また、住民に対しての徹底の仕方でございますけれども、住民に対する周知については、必要に応じて、音声告知放送に加えまして新たにデータ放送、防災一斉メールで行います。音声告知放送につきましては、旧市内については旧市内全域、東部、西部、北部、中部とそれぞれ分けまして、また支所管内についてはそれぞれの支所管内ごとに放送が可能ですので、不審者情報であるとか重大事件など、事案の内容に応じて警察と連携する中で、必要と判断する地域について放送を行ってまいりたいと思っております。なお、データ放送あるいは防災一斉メールについては、地域を限定して放送、通信を行うことができないために、一斉に通信、情報伝達を行いたいと考えております。

(18番 池田 徹君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 池田議員。

[18番 池田 徹君 登壇]

○18番(池田 徹君) とにかく何でも早く住民に知らせてほしいと思いますし、11月27日に自主防災組織にかなり時間をかけて説明されておりましたが、少なくとも担当区域、自治会には小・中学校へ連絡した時間にはできたのではないかと思いますし、地域が総力を挙げてこういう問題については協力するわけですから、ぜひとも自主防災のほうにも連絡を早くしていただきますようお願いをして、次の質問に入りたいと思います。

次の質問は、同僚議員が9月議会に何人かやられました。また、私ごとであります。この一般質問の聞き取りが11月27日の午前中でした。その3時間後には回答をいただいたような気

になりました。ほとんど触れられておりました。ですが、近年、九州の大地震、北海道の大地震、また豪雨災害、広島県、岡山県含めて大変な災害が発生しました。この三次市でも、47年豪雨以来というような記録的な災害になってまいりました。

そこで、何点か、11月27日の説明にかぶらない部分、地域限定になる質問もあろうかと思いますが、避難所の問題点等は27日にお聞きしましたので、とりわけ川地・青河地区で7月豪雨の災害時に思ったこと、今まで一般質問で言ってきたことで、いまだに改善されていない点に絞ってお聞きいたします。7月6日の豪雨で、部長、川地で避難数はどのようにあったか、把握をされていますか、お聞きいたします。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 川地地域の7月6日から7日にかけての避難者数でございますけれども、川地のコミュニティセンターのほうに45世帯50人、そして川地小学校のほうへ73世帯180人が避難されたと確認しておりますところでございます。

(18番 池田 徹君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 池田議員。

[18番 池田 徹君 登壇]

○18番(池田 徹君) 自主防災的に川地で集計をしたのと若干数が違うので報告をしたいと思いますが、何度もこの場で申し上げておるように、県道37号線、63号線、市道等が冠水しますよ、対策を講じてください、川地小学校へ避難するのは警戒レベルのときにしか避難できませんよと、避難指示が出るような状況になったときには川地小学校へは逃げられませんよと、何度も言ってきた記憶があります。県道のことですから、三次市には関係ないよという考えもあるかと思うんですが、市民が避難する主要幹線が冠水するというのを頭に入れながら、ちょっと聞いてください。

湯口谷ため池決壊のおそれがあり、上川立の公民館に19人、同じく永屋川の氾濫のおそれありで、上川立集会所へ6人、旧J A川立支所へ24人、先ほどありました川地小学校へ180人、川地コミュニティセンターへ49人。秋町地区が水害のたびに孤立する、内水で大変なことになるというふうに申し上げておりましたが、神社へ避難された方が20人、ここは設備的にも大変困難を喫したというふうに聞いております。志和地ふれあい会館、板木川の氾濫等で12人、旧志和地小学校へ市道が冠水する中を45人、新開集会所、堤防等が切れた地域でございますが、ここへ5人、それと上志和地の専正寺へ5人、市が聞いとる避難者数より数字がかなり違うと思います。三次市でいっても、川地だけで、避難者数からいいますと十二、三%超すぐらいの人が川地では避難されている。避難箇所等の設備については27日にお聞きしましたから厳しくは言いませんが、これだけ、47年以降確かに排水ポンプ場、排水機場、3カ所設置していただいたり、いろいろな手は打っていただいできて、なおかつ川地では8カ所も9カ所も浸水する水害に遭う。避難しなきゃならん箇所、人数ともそう変わっていないと思います。

下川立の人から話を聞きました。排水機場があつて安心しとつたが、四七災害のときと比べて7センチしか水位は変わらなかった。600の排水管、1,200の排水管、職員が徹夜をしてまで排水機場で頑張ってくれました。それでも内水排除にはなかなか手が届いていないのが現状ではないかというふうに思いました。

そこでお聞きします。市長も11月27日に述べておられましたが、排水機場の問題、ポンプの問題、これらは今後どのようにされていくのか。より具体的に答弁をいただけたらと思います。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 池田議員より今回の7月豪雨における内水被害についての具体的なお話を今聞かせていただきました。まさに避難所1つとりましても、これまでのマニュアルにある1カ所ないしは数カ所という程度の避難所では、将来を含めまして、命を守るという観点から抜本的に、避難所の問題については十分地域の皆さんと行政とが話し合いながら、命を守るためにはどこへ逃げるかというところを、数を限定せず決めていくことの大切さというのを今、強く感じさせていただいております。11月の総括でまとめた内容は、まさにそのとおりでございます。そして、内水排除という面で、今回大きな課題となっております。

今、池田議員より明確な方向性というのを打ち出すようにと、あるいは聞きたいという御質問であります。現時点、いついつ、どのように対応していくというのは、残念ながら申し上げることができないのが現実であります。ただ、今回の7月豪雨を踏まえた中で、大きな課題の1つ、内水排除をどのように将来に向けて対応していくか。施設を含めた、ポンプ車を含めた対応が極めて大きな課題であるにとらえておりまして、既に緊急要望で県知事あるいは国土交通省の本省あるいは中国地方整備局、また三次河川国道事務所を始めとして、関係機関に対して強く要望を重ねておるところでありまして、私、市長としても、今回の7月災害、幾多の課題を抱えておりますが、その中でも内水対策については極めて大きい課題であるということで強く認識しておりますので、私としてはこれから継続していかなければ解決できないと思っておりますが、その継続の中にもこれまで以上に強く広島県、あるいは国土交通省に対して要望していきたい。さらに申し上げますと、三次市としても何ができるか、何をやっていかなければならないか。これを今回の12月補正でも浸水区域の調査の予算もお願いして可決もいただきました。そこらも含めて、今後三次市としても具体的な対応を考えていかなければならない。今は、仮設のポンプを50基を80基に拡大するとか、当面の措置として対応しておりますが、排水機場も含めてどのような形でできるか。強く要望を重ねていくというのを繰り返し申し上げます。どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

(18番 池田 徹君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 池田議員。

[18番 池田 徹君 登壇]

○18番（池田 徹君） よろしく願いますことしかないんですが、今回思ったのは、今ありました国土交通省のポンプ車の件でございますが、先ほど言いましたように、排水機場へついたり、ポンプ施設のあるところに張りついた市の職員というのは、市民からもすごく頑張ったと。彼らにも避難命令が出たのかどうかははっきりしませんが、危険な中で頼りになったという声を聞きました。とはいいいながら、上川立、秋町からは、先ほど市長がおっしゃましたように、国土交通省のポンプ車が逃げたという言い方を地元のほうではされましたが、あれだけの内水状態になりますと、秋町で床上が4件、床下が8件起きておりますし、頼りにしたのが危ないときに逃げたと。非常に残念だったという意見を寄せておられました。ぜひともポンプ車を置くところを含めて、確かに秋町地区の二次の河川改修もしていただきましたが、それでも危ないということのみずから検証したような格好になりましたので、もう一度国土交通省等との話し合いのときには、ポンプ車を置くところについては十分考慮して、市民が期待するところまでぐらいは詰めて話をさせていただきたいと思います。とりわけ、上川立につきましては初めてのことでした。国土交通省と交渉していただいて、本当にポンプ車を配置していただけるようになって、工事が終わって今年を迎えたわけですから、これで一安心というときに、声を聞いたのは、期待ほどにもなかったという落胆の声でありました。ここらをぜひ見直しをしながら、市長には再度頑張っていただきたいと思います。

それから、青河地区の避難体制についてお伺いいたします。青河は、自主防災では基本的にはコミュニティセンター、小学校というのが一番よい避難場所だと思いますが、何が、そこに逃げられない。これもこの議場で何度かお願いしたり質問したと思いますが、小似川の氾濫でコミュニティセンター前、青河小学校のグラウンドが水没するので、環境が悪いといいますが、西光寺さんには大変御協力いただいておりますが、多人数が避難するのには不向きなところ。小似川の改修等を含めて、河川改修、堤防等急いでやっていただいて、安心して避難できる場所の確保をどのように考えられているか。また、小似川の改修等を含めてどのように考えておられるのかお聞きいたします。

（建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 坂本建設部長。

〔建設部長 坂本高宏君 登壇〕

○建設部長（坂本高宏君） 小似川の河川改修、河川計画について答弁したいと思います。

小似川は広島県が管理している河川であり、広島県が進めている河川整備事業はひろしま川づくり実施計画2016に基づき、優先度の高い箇所から2020年度までの5カ年計画で現在実施しています。

三次市においては、毎年河川整備や河川管理などの要望について、国及び県に対し、事業執行連絡調整会議や主要事業に関する提案並びに各種期成同盟会で行っております。また、今回の7月豪雨に際しては、7月19日に災害の早期復旧などについて湯崎県知事本人へ緊急要望をしました。さらには、9月21日に三次河川国道事務所長へ浸水被害の検証や対策、排水能力の向上を要望し、国、県及び関係する議員の方々に対し、機会あるごとに河川整備などの必要性

を訴えてきたところでございます。最近では、11月21日に広島県北部建設事務所長に対し、小似川が氾濫したことによる浸水被害の実態を把握し、小似川などの被害写真も添え、河川整備などの対策を要望したところです。

これに対し、広島県は、今回の浸水被害や守るべき土地の利用状況、現在実施中の河川整備事業の進捗や優先度などを勘案しながら、今後対応方針を検討したいとの回答でした。引き続き、本市においても県などの関係機関へ要望していきたいと考えております。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 避難の考え方でございますけれども、避難経路としている道路については、降雨量や河川や水路の増水によりまして排水作業が間に合わない、そのために水没、冠水することは想定されます。避難場所への移動が必要な場合は、市では早目の避難を呼びかけるようにしておりまして、あわせて状況に応じて移手段を考えると、無理な避難は避けることなどを周知しているところでございます。地域の浸水危険箇所への対応については、自主防災組織から地域の状況の御意見を伺いながら、ともに検討してまいりたいと考えているところでございます。また、市では避難訓練の際に土砂災害ハザードマップや洪水ハザードマップを活用しまして、避難経路の確認、また浸水した際の迂回路となる避難経路、移手段が異なる場合の避難経路等の確認をしていただいております。今後は、市から自主防災組織や地域住民の方が集まれる機会などに出向いていきまして、早期避難の必要性であるとか、避難経路や避難所となる施設の考え方などについて周知を行い、命を守る行動の啓発に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

(18番 池田 徹君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 池田議員。

[18番 池田 徹君 登壇]

○18番(池田 徹君) 建設部長が前回も、何年前か同じような答弁をされたように、今思い出しております。四七より青河、下地区については、江の川付近は改修されて、ハイウォーターの位置まで、大変よくしていただいたという声を聞きます。今回四七では浸からなかった地域が、下青河で起きているということをお聞かせいただきました。ここらを含めながら、下青河の避難体制、西覚寺と言いましたが、小似川を渡って行かなきゃならん。地域も陥没する、内水で浸かるというような状況は話をしましたので、もう一度、本来旧村町には支所等があって、そこへ避難するというのもいろいろ考えておられますが、旧三次市内では、地域によっては保育所、小学校、中学校しか公共的な建物がない。とりわけ青河については小学校しかない。その次はコミュニティセンター、公共的なものはこの2つぐらいしかありませんよ。そういうことになりますので、市として最低限避難箇所はここだということを確認することも今後考えていただきたいし、小似川の改修、まず大がかりに土砂対策等をしていただきましたが、今言いましたように、ところによっては四七を越す水位になって、床上まで初めて水に浸かると

いう恐怖を覚えましたという地域がありますから、そこらを含めて、今まで以上に県との交渉、避難箇所の確保、安全な地域の確保を含めて、再度強く要望をしておきます。

それから、災害関係、最後にしたいと思いますが、行政の本部体制について感じたことを何点か言わせていただきます。

7月5日、6日、7日と、川地のコミュニティセンターへおらせていただきました。緊急時に市役所へ電話をしました。職員がしたり、自治連の会長が電話をしましたが、たびたび話し中です。板木川の堤防、木舟というところが切れたら、約80戸ぐらいが二階の屋根まで来るような大災害になるという状況のときには、全市的に大変なときだったと思いますが、電話はつながらない。避難をするようにケーブル等を使って緊急放送をしてくれと。わかりました、後から電話しますと言って、冗談で言うんですが、今日まで返答がありません。こんなことでは、本当に本部の危機体制がとれるのかどうなのか、大変危惧します。できれば、対策本部を立ち上げ、災害が拡大するおそれのあるときには、地域から職員を選び、支所のあるところはいいでしょう。旧市内で、川地なら川地、青河なら青河、酒屋なら酒屋をよく知っている職員も招集すべきだと、つくづく思いました。何度か電話をさせていただきましたが、ちょっと待ってください、住宅地図を出して確認しますと。湯口谷ため池のときには、担当職員を含め、部長には大変迷惑なことを言ったと思います。堰堤が切れかけた。けさ見たら大丈夫で、堰堤を切るようなことは考えられませんという答弁をいただきましたが、強引にお願いして切ってくれと。現場で話をするときにはいいですが、電話でやりとりするとき、緊急の場合、そんなやりとりをしておる場合ではない場合があります。非常に寂しい時間を過ごしたという記憶がありますので、ぜひとも事件、事故に対して、災害に対して、地域が十分理解できる人も頭の中に考慮して、対策本部を設置していただきたいことを最後にお願いして、次の農業問題に移ります。

近年、農業は大きな曲がり角に来ていると思います。耕作放棄地を含めて、農地を放棄される方、相続されない方が出てきております。とはいいいながら、ここ十四、五年、集落法人、担い手育成等に努力されているのはよく知っておりますが、追いつかないぐらいで農家が疲弊してきておる。今回の災害でも、ある農家の人から災害復旧するより田んぼを原野に戻したいという相談を受けたのが何件かあります。

そこで、市全体として農業をどのように考えておられるのか。また、農業をどのように守ろうとされているのか、基本的なことをお聞きいたします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 基本的に、農業を振興していく方針といたしましては、本市の場合は平成28年度に市の農業振興プランを策定し、その中で担い手の育成確保、あるいは生産力の強化、販売の強化といったような項目を立てて、平成28年度から5カ年期間の中で個別に目標を立てながら進めておるところでございます。

特に、本市においては集落法人、認定農業者等による一定規模の農地集積が図られておると。一方で、大半については小規模な兼業農家によって農地が維持されているといったことが現状になっているわけでございます。

こうした状況の中、地域農業を維持するためには、新規の就農者を始めとしたその他として認定農業者、あるいは集落法人といった担い手の育成確保が重要であろうと考えておるところでございます。そういった意味で、この担い手を育成するための1つの方策として、特にこの中山間地域、地域ぐるみで維持するといった取組、あるいは効率的な農地集積を推進していく必要があると考えております。国においても、特に農地中間管理機構といった機構を立てて、国庫補助事業等の前提条件として、地域での話し合いによる人・農地プランの計画策定といったことを前提として、さまざまな農地集積等の事業を進めておるところであります。

そういった意味でも、本市といたしましては、この担い手の育成確保に向けて、農業者を始め農業関係団体と連携を深めながら、それぞれの役割分担の中で農業振興を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

(18番 池田 徹君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 池田議員。

[18番 池田 徹君 登壇]

○18番(池田 徹君) それではお伺いしますが、今言われた人・農地プランで、三次市はどれぐらい集積されているのか。見込みはどうかをお聞きいたします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 現在、本市の農地の集積状況でございますけれども、平成27年の農業委員会のデータによりますと、市内の耕地面積は5,920ヘクタールといった状況でございます。このうち集落法人による集積面積は、直近のデータでは1,008ヘクタール、集積率が約17%といった状況でございます。さらには、認定農業者、大型農家等を含めた担い手全体の集積面積については1,965ヘクタール、集積率が約33%といった状況になっております。なお、人・農地プランについては、市内全体で平成26年度から取組を進めておりますけれども、現在30件程度のプランの策定をしている状況でございます。本年度についても、志和地地区等を含めて4地区、今後も4地区の調整ということで、人・農地プランについての検討を進めておるところでございます。平成29年度現在で32の地区で人・農地プラン作成といった状況でございます。

(18番 池田 徹君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 池田議員。

[18番 池田 徹君 登壇]

○18番(池田 徹君) 思ったよりかなり進んでおるようには感じますが、これからが実は問題だろうというふうに思います。1つは、法人ができたり担い手ができて50%の農地を耕作する、

しているといっても、それでは残りの農地、先ほど言いましたように、水害が多うてもう原野に戻すとか何とかを含めながら、ここ15年ぐらいでは四、五百ヘクタール以上の農地が三次市では不耕作になつるとするというふうに思います。これからいいますと、4億円から5億円の購買力が落ちておる。三次市の商店街は大変だというふうに思いますが、これらに対する努力をしている地域もあります。何をか言わんということなんですが、農地を農地として使えるようにするには、湿田だったり面積が狭かったり、これらの圃場政策というのがお粗末だろうと思います。地域に合ったような事業、5割ではなくして圃場整備をしたときのように、何ヘクタールかまとめれば、25%とか20%の負担で耕作地が管理しやすいようにできるというお考えはないか、最後にお聞きをいたします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) 農業人口減少に対する対策といったことになろうかと思えますけれども、御承知のとおり、農家戸数、農業人口高齢化等によって、本市のみならず全国的に減少が続いているといった状況でございます。そういった意味で、先ほども申しましたけれども、認定農業者や集落法人の担い手の農地集積の重要性というのが、これまで以上に高まっておる状況でございます。

少し減少状況について申し上げますと、本市の経営耕作面積、農業センサスでいきますと、平成17年から平成27年が直近のデータと。この10年間で経営耕地面積は約10%、500ヘクタール程度減少しておるといったことがございます。その一方で、農家戸数については28%減少、農業就業人口も45%程度減少しておるといった状況でございます。そういった中で、経営耕地面積が1割程度にとどまっておるといった理由については、集落法人等の担い手の果たす大きな役割ということが数値にも出ているのではなかろうかと分析いたしております。

本市といたしましては、農地集積を進めていくためにさまざまな水管理であるとか草刈り等の課題に合わせて共同作業を維持できるのか。また、未整備田等の条件不利地の集積といった、議員御質問の多くの課題があるわけでございます。

そういった意味でも、本市といたしましては、人・農地プランといった地域の話し合いによってこの計画を策定していくということを前提に、具体的には地域農業のあり方、それから未整備田まち直し等の農地中間管理事業、あるいは市単独事業の小規模改良事業等の活用等、関係機関と連携して、引き続き支援してまいりたいと考えておるところでございます。

(18番 池田 徹君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 池田議員。

[18番 池田 徹君 登壇]

○18番(池田 徹君) お願いですが、災害復旧等の計画を早急に各地域へお示しをしていただきたい。もう来年の田植えの準備に入りますので、特にお願いをして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（小田伸次君） 順次質問を許します。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 竹原議員。

〔20番 竹原孝剛君 登壇〕

○20番（竹原孝剛君） おはようございます。市民クラブの竹原でございます。一般質問を行いたいと思いますが、今日が12月10日ということで、世界人権宣言が国連で採択されてちょうど70年目ということになるわけですし、改めて人権の大切さというのを考えていかななくてはならないのではないかと、今日一般質問をするに当たり思ったところであります。しかし、日本の人権状況はどうかと言われたときに、やはりなかなか前に進んでいないなど、70年の年月を経て人権が大切にされるということになかなかないというふうにするわけでありませぬ。

特に、今年のことでは、朝鮮半島の歴史的転換点ということで、日本外交は相変わらず平和に向けての動きではないなということも思っていますし、国のほうでは、セクハラ、性暴力を許さない取組というのが、大臣をして反対方向に向かっているなというのを思っています。それから、自民党の杉田水脈衆議院議員、よく知りませんでしたが、中国地方選出だそうですが、この人は人権軽視による排他主義、優生思想で、民主社会の崩壊につながるような国会議員をよう指導していないということもあります。それから憲法改正によって最大の人権侵害である戦争への道を歩んでいる。9条3項へ自衛隊の明記ということで、ますます戦争への道というのを歩もうとしているのが今の状況ではないかと思っています。さらに、沖縄における人権侵害とすれば、故翁長前知事が国連の人権委員会で表明しなくてはならないという状況を醸し出しているというのは、日本の国としては非常に恥ずかしいことではないかというふうに思っています。それから、最近では、日本は法治国家なのかどうかということが問われているところでありまして、諸外国からも外国人の労働者の受け入れ、水道法の成立など、立法府でのしっかりした審議というのがされずに今行われているというのが、この1年間考えたときに、日本の人権状況というのは非常に寂しい状況にあるなというふうに思います。以上申し上げて、一般質問に入りたいと思います。

地域防災計画の見直しということで通告をしましたが、その通告をした日に大規模災害に向けた重点的な課題と対応ということで、対応と補正予算などが提案されて、中身についてはよく似たことで提起をしていただきましたので、大変いいものができたなというふうに思っていますが、まだまだやるべきことがあるのではないかとということで、提言も含めて質問させていただければと思います。

第1番目に、防災計画の具体化ということでお尋ねをしたいと思いますが、各自治組織において、地域防災マニュアルなどを整備されておりますし、今回6,000万円の補正を先日承認したところでありますが、各自治連、自主防災組織へそうした実効性のあるものが出ていますので、今度は中身だろうと思います。ぜひともこれを生かしていただいて、提言とすれば、もっと小学校区や小地域での防災計画、6,000万円のお金を利用して防災計画、マニュアルをつ

くる必要があるのではないかと思います、それが第1点。

それから、防災計画であります、まだまだそこまではいっておりませんが、自治体の政策で、各種計画というので今回定められています、これを地方分権改革以後、こうしたものを条例化して、防災条例として定義をして、地域での法的な位置づけをしているところがありますが、防災条例に向けてどういうふうにご検討されるのか、お尋ねをしたいと思います。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 防災計画の具体化についての御質問でございますけれども、本年7月、豪雨災害を受けまして浮き彫りになりました課題を、8月に総括としてまとめ、11月までにその対応策を検討してまいりました。地域の防災力を向上するためには、地域コミュニティの醸成が重要であり、自助・共助の観点から、防災活動に取り組んでいただくことが大切と考えております。

各地域における自主防災活動の内容などについては、今後地区防災計画であるとか、あるいは避難所運営マニュアルなどを作成いたしまして、活動内容を具体化することにより、実効性のある避難行動に結びつけるよう考えているところでございます。今後、マニュアルの作成については、市がそのひな形を示して、地域の状況に沿った内容とするために、各自主防災組織に作成いただくよう調整や協議を行い、整備を進めていくよう考えているところでございます。このマニュアル等、また地域防災計画の策定、また避難行動につきましても、今回の交付金を活用いただければと考えているところでございます。

また、防災条例の制定でございますけれども、条例を制定している市町、また県等がございますが、県、他市町の例を参考に、今後調査、研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) この前出していただいた課題と対応の中へ、今言った2021年度、3年後までには今みたいなマニュアルをつくるということですので、なるべく早いうちに、計画を前倒ししてでも早く各地域での計画をつくらないと、また災害が起こるんじゃないかという心配も大いにしておりますので、市長を先頭に、これはなかなか評価できるものができたんじゃないかというふうに思っていますので、これに沿ってぜひとも実効性のあるものにしていただきたいと思っております。

それと、防災条例ですが、なぜそれを言うかといえば、ここにも他市町村のがありますが、やはり計画だったら執行部だけですけれども、議会も責任を持つということになれば、条例化をすることが、議会で審議をして議会の責任においてこうした災害対策ということも一緒に考えていくことになるので、これこそチーム三次、一丸となってこうしたことをするためにも、

条例化ということが必要だろうというふうに思います。ぜひとも検討を早期にお願いしたいと
思います。

2番目にいきます。防災インフラの整備であります。これを見させていただいて、市民生活
復活・復興ということであれば、他市町村を見させていただければ、ガソリンスタンドとの
災害協定を結んでおられます。ガソリンスタンドが壊れたりしているということもあつたりし
て、これらのインフラの確保、補修費なども出しているところがあるようでもありますので、三
次市においてもそういう連携が必要ではないかというふうに思います。

それから、大災害で、後からもありますが、電源車の確保をやはりしておくべきだろうと。
中国電力のほうには2台ぐらいあると聞きましたが、やはりそうしたのも十分必要ではない
か。

それから、災害用トイレはありますが、マンホール型というようなものもいろいろみたいで
すので、これらも高齢者や障害者、あと書いてありましたが、要支援者などの方が利用できる
ようなトイレの対応ということが必要だろうと思います。

それから、災害時における情報インフラもこれに書いてありますので、これも十分検討して
いただいて、通信のインフラの整備というのもさらに強化をしていただければと思いますが、
いかがでしょうか。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 防災インフラの整備ということでござ
いますけれども、まずガソリンスタンドとの提携ということでございますが、本市では災害時
の市の管理する排水機場への24時間の重油であるとか軽油の給油協定を締結しております。ガ
ソリンスタンドとの協力体制を現在構築しているところでございます。また、緊急車両等への
優先的な給油については、広島県が三次農業協同組合と災害時における石油類燃料の確保及び
徒歩帰宅者支援等に関する協定というのを締結しておりますので、この協定によりまして、本
市でも、例えば警察、消防等の緊急車両に対しまして、優先的に燃料を給油することができま
す。

議員御指摘の給油施設が被災した際の補修費負担等につきましては、他の自治体の事例を参
考にして、研究してまいりたいというふうに考えております。

続いて、停電に対する対策でございます。災害時の応急対策については、三次市地域防災計
画において、電力においては中国電力を実施機関として、災害応急対策計画を定めております。
その中で、対策については各機関の災害対策計画とあわせまして、災害防御、需要電力の確保
について記載をしているところでございます。ハード面の復旧については、中国電力等の電力
会社と役割分担が必要であるというふうに考えております。

議員御提案の電源車の確保についても、これは実績の事例でございますけれども、雪害のと
きには既に配備いただいたという実績もございます。中国電力とは、災害時における連絡体制

及び協力体制に関する取り扱いの確認書というのを交わしております、被害や復旧の状況によっては、中国電力等と連携を図り、今後も電源車等の配備も含めまして要請を行うことは重要であると考えております。

また、本市では停電復旧までの対応としまして、懐中電灯であるとかろうそく、電池など非常用の持ち出し品として日ごろから準備していただくなどの市民一人一人の意識啓発に取り組んでいくことが大切であると考えております。そのため、さまざまな方法によって周知啓発を行っていきたいと思っております。

続きまして、災害用トイレでございます。避難所として利用する学校や屋内運動場等では、災害用に限らず多目的トイレの整備が必要と考えます。しかし、従来の和式トイレから車椅子等でも利用できるスペースを確保した多目的トイレを整備するためには、改修工事を伴うものもありまして、早急な対応が難しい施設もございます。災害時に基幹避難所となる施設では、多目的トイレのない施設について、高齢者や障害者の方が利用できるトイレを確保するため、今回の補正予算でも御議決いただきましたように、ポータブルトイレの配備を行うほか、地域で指定されている避難所等については、自主防災支援交付金を活用していただく中で整備していただければと考えております。

続いて、通信インフラの確保でございますが、避難所で気象や災害に関する情報を得るために、テレビや音声告知放送等の情報取得手段を確保していくことは必要であると考えております。自主防災組織等と協議し、各地域内で開設頻度の高い避難施設からテレビや音声告知放送等による情報の取得手段が確保できるよう、順次光ケーブルを設置し、整備をしてまいりたいと考えておるところでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 特にこの前、中国電力の研修会に参加をさせていただいて、話をさせていただきましたが、そのときにも言われていたのですが、小規模だったら対応できますが、大規模になったら対応できない。電源車ですね。その配置の優先順位、それらを十分議論しておかんとだめだなというのを中国電力の関係者も言われていましたので、ぜひともそのあたりも、確保するときには、十分あるわけではないので、連携をぜひとも進めていただきたいと思います。

災害用トイレについては、よそなんかマンホール式なんかもつくっておられますので、またこれも十分検討されて、地域の自主防災組織とも連携していただければと思います。

続いて、医療機関の対応であります。医療機関での非常用電源の問題、それから市内の医療品の確保、食糧、その備蓄状況というのはどうなのか。

それから、かかりつけ医などに行っている入院患者の、三次中央病院などへの移送ということも必要になると思いますが、これらについてお伺いしたいと思います。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 落田総務部長。

〔総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇〕

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） 市内医療機関の非常用電源の状況でございますけれども、市内それぞれの医療機関の非常用電源の設置状況については把握しておりませんが、災害により電力施設に影響が及んだ際、その復旧については三次市地域防災計画に基づいて実施いたします。この中で、中国電力株式会社、その他の電力事業者は、防災計画の定めるところによりまして、応急対策及び復旧工事を実施することとなっております、人命救助にかかわる病院であるとか、被災者の受け入れ施設につきましては、復旧を優先させるということになっております。

市内の医療機関における医療品や入院応需施設の食糧の備蓄状況でございますけれども、これらについての状況というのは把握しておりませんが、三次市の地域防災計画では、備蓄医薬品の管理については市立三次中央病院、三次地区医師会、または県医師会に協力を依頼することとなっております。また、三次市防災会議においては三次地区医師会長も委員として入っておられます。また、三次地区医師会とは災害時の医療救護活動に関する協定というのを締結しております。これらのことから、有事の際はともに連携して対応できるよう、情報の共有を図ってまいりたいと考えております。

また、市民に対してでございますけれども、薬や医療品等の種類にもよりますが、災害時に持ち出せるものについては、かかりつけ医に相談していただきまして、非常用の持ち出し袋などへ常備していただくよう、周知啓発を行っているところでございます。

各病院等での入院患者が摂取すべき食糧等につきましては、病状等によりそれぞれ個々に異なるということから、有事の際にはそれぞれの病院で対応されるものというふうに考えておるところでございます。

（市民病院部事務部長 池本敏範君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 池本市民病院部事務部長。

〔市民病院部事務部長 池本敏範君 登壇〕

○市民病院部事務部長（池本敏範君） かかりつけ医に入院されている患者さんの市立三次中央病院への受け入れが可能かという御質問でございますけれども、被災された医療機関等から市立三次中央病院へ入院患者の受け入れ要請等があった場合につきましては、その医療機関と調整しながら患者の受け入れ態勢をとっていくということになります。ただ、災害が広範囲になってくるなどの理由によりまして、受け入れ患者数が増えて、十分な診療が困難になってくる場合も考えられます。そういった場合は、当然ながら病院間で連携、調整等も行いますし、県から医療に関する地域コーディネーターでありますとか、災害派遣医療チーム、いわゆるDMA T等々が派遣されてこられますので、それらが市の対策本部等と連携をとりながら受け入れ先等を調整していくという流れでございます。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 長期化しなきゃええんですけど、長期化したときに、当然医療機関の、今言うような医薬品とか食糧とか、三次中央病院だけではもう受け入れられないということもあるんで、長期化することも踏まえて、しっかりとした対応というのを考えていただきたいと思います。想定外の想定を計画の中に入れるべきだというふうに、どこも今計画を練り直している状況でありますので、想定内だけではおさまらないなというのを改めて思ったところでもありますので、これの中にもしっかりあると思いますので、検討を進めていただきたいと思います。

続いて、原子力防災対策についてであります。先日の神石高原町において聞かせていただいたところでありますが、原子力防災訓練を実施されましたが、避難する際に多くの時間を要し、体調を崩した方もおられたようでもありますので、これらの対応、対策を早急に講じる必要があるのではないか。三次市においても受け入れをするようになっていきますので、実際に訓練などもやるように考えるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 原子力防災の対応策ということでございますけれども、島根県の原子力発電所において災害が発生した際の住民の避難及び受け入れなどにつきましては、島根県の原子力災害に備えた島根県広域避難計画において定められております。島根県内の原子力発電所において災害が発生し、避難が必要になった際には、広島県を通じて、本市において受け入れが可能かどうかの問い合わせがございます。本市は本市の被災状況を勘案し、受け入れ可能な場合、避難施設でありますとか、あるいは受け入れ可能な人数等を回答いたしまして、広島県と島根県が連絡調整を行うことで、受け入れの対応をしていくこととなります。

先般、神石高原町において防災訓練が実施されております。本市では、受け入れの対象となる自治体、これは島根県雲南市加茂地区でございますけれども、人口6,000人の地域でございますけれども、この自治体と毎年打ち合わせを行っております。今後も広島県、島根県と連携を図ることによって、調整事項の確認等を行ってまいりたいと考えております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 原子力の防災といいますが、そうした取組は、やはり想定外じゃなくて、これはもう想定内できっと起こり得るだろうと言われていきますので、早急にそうした対応、対策をしていかないと、この前みたいに子供が気分が悪くなってしまっていくことにならなかったというような例もあったみたいでありますので、ぜひとも早期に実施をすべきだというふうに思います。

続いて、2番目の自治体組織の防災力の強化ということでお尋ねをしたいと思いますが、今回の重点的な対応ということで、起こってから、災害後の取組として要望しておりました宅地等復旧支援事業、農業用地の復旧事業補助金、2分の1を3分の2まで引き上げておられます。それから、自主防災組織の支援金、床下浸水の支援金も3万円ということで、非常に被災者に寄り添った取組をされて、支援制度は今回補正も通ったところでありますが、これらもちろん必要なんですが、その前の防災ということで、自治体組織の防災力の強化ということで、何点かかぶるところもありますが、お尋ねしたいと思います。

避難施設における再生可能エネルギー、電力などはどこまで確保されているか。それから、学校における再生可能エネルギー整備の状況。

それから、今回よくわかったのは、市の職員の人数には限りがあるということで、市の職員のマンパワーだけでは不足だろうということで、先ほどあったような、地域に住んでいる県や国の職員と連携できないのか、そのあたりの避難時の協力をできないものか。

それから、被災状況によっては、子供のケアなどが必要なことがあるわけで、保育士や養護教諭などの役割が重要になると思いますが、いかがお考えでしょうか。

それから、災害時における上下水道の応急復旧体制について、これも人間的に限りがあるのでなかなか大変だろうと思いますが、これも体制整備が必要だろうと。

それから、ボランティアの受け入れも、7月豪雨において、三次市は大きくはなかったわけですが、今後ボランティアの支援の受け入れがどう行われるのか。

それから、災害対応時の職員のヘルメットの確保。全部ないというふうに聞かせていただいています。どこまでヘルメットの整備を行うのか、お尋ねしたいと思います。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 避難施設における再生可能エネルギーによる電力についてでございますけれども、本市の地域防災計画に定める指定避難所は150カ所ございます。そのうち、現在再生可能エネルギーによる災害時等に非常用電源を有する施設は16カ所あり、中でも太陽光発電と蓄電池の電力で自立運転して電力供給の可能な施設というのは10カ所ございます。

災害時を想定しますと、1日当たりの可能な発電量、これは30キロワット/時と想定されますけれども、例えば昼間、昼夜使うということにもなりますけれども、ファンヒーターであるとか携帯電話の充電、そして照明器具などに使うということが想定されますけれども、日中電力供給が可能なのは、そのうち15キロワット/時、そして夜ですけれども、夜間については昼間に蓄電した蓄電池のあるところは蓄電したものを放電することによって、同じく15キロワット/時を見込んでおりまして、1日当たり大体30キロワット/時の電力が必要というふうに見込んでおります。

今後は、避難所の整備とあわせて、再生可能エネルギーによる電力施設の構築について

検討し、災害時に身を守る、災害に強いまちづくりを進めていきたいと思っております。

続いて、県や国の職員との連携ということでございますけれども、地域防災計画におきましては、市及び防災機関の関連等が処理すべき業務の大綱を定めておりまして、市、県、三次警察署、また国などの指定地方の行政機関、また自衛隊、公共交通機関及び病院など、そのような防災重要施設の管理者が相互に連携し、防災に関する業務を遂行するということとしております。特に、有事の際に地域に在住の国や県の職員に対し、直接的に避難所の運営等に從事いただくよう、市のほうから依頼することというのは困難と考えますけれども、現状では市の災害対策本部へ、国からはリエゾン、また県からは情報連絡員という立場で、情報連絡に従事する職員を派遣していただいております、防災関連機関への必要な情報伝達であるとか支援要請などについて、相互に協力、連携を行っているというところでございます。

続いて、ボランティア支援の受け入れということでございますが、ボランティアの受け入れ態勢やボランティアの活動拠点などは地域防災計画で定めております。今回の7月豪雨災害時におけるボランティアの受け入れ等は、市の社会福祉協議会において円滑に運営、実施をしていただきました。社会福祉協議会は1年に1回程度、災害ボランティアセンターの開設と運営の訓練を実施されています。他市町の状況もございまして、全国的な課題としまして、被災者ニーズとボランティアの業務内容や技術がマッチしないなど、課題があることを把握しているところでございます。

大規模災害の場合の対応でございますけれども、受け入れ態勢としては、市の社会福祉協議会が設置する市の被災者生活サポートボランティアセンターが、県の社会福祉協議会が設置します広島県被災者生活サポートボランティアセンターと連携を図り、ボランティアなどの受け入れや活動支援、情報収集、情報発信を行うこととなっております。市や県はこれらのサポートセンターと連携し、市と社会福祉協議会の合同の訓練を実施したり、また把握している課題や情報などを共有することによりまして、有事の際には連携、協働できるよう協議してまいりたいと思っております。

災害対応時の職員へのヘルメットについてでございますが、ヘルメットについては災害対応に特化したものは現在のところございませんが、通常、職員が業務の中で着用しているものを使用し、対応しているということで、現在あるもので対応しているというところであります。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 学校の施設におけます再生可能エネルギーの設備の整備状況ということでございますけれども、太陽光発電設備を設置しているところがございます。これは、蓄電機能はありませんけれども、地球温暖化対策の推進や環境教育への活用を図ることを目的としておりまして、学校施設環境改善交付金を活用して、甲奴小学校、布野中学校にそれぞれ平成22年度に設置しておるものがございます。また、地中熱利用設備がございます。塩町中学校と三良坂小学校でございます。校舎新築に伴って、再生可能エネルギーの有効活用を図るという

ことで設置しているものでございます。

以上です。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 教育委員会のほうへの御質問をいただいております被災後の子供の心身のケアということで、お答えをさせていただきたいと思えます。

被災などで心に強いストレスを受けた子供はもちろんのこと、全ての子供の心や身体へのケアや見守りは、学校の全教職員で教育活動全般において行う必要があると考えております。その中でも、竹原議員のほうからありましたように、養護教諭は専門性を生かし、子供たちの抱える心の不安やストレスなどによる心身の変化を見取り、管理職や担任と連携し、対応に当たっているところでございます。また、保護者と連携し、必要に応じましてスクールカウンセラーとの面談を設定するなど、子供のケアに努める中心的な役割を学校の中でも担っていらっしゃるところでございます。

(子育て・女性支援部長 松長真由美君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松長子育て・女性支援部長。

[子育て・女性支援部長 松長真由美君 登壇]

○子育て・女性支援部長(松長真由美君) 被災地の保育士の役割についてでございます。被災の状況としては、自宅が被災している場合や避難所の生活が長引いている場合などが想定されまされども、いずれも子供たちは心に深く傷を負って、日常生活にすぐ復帰できないことが考えられます。保育士としては、子供の生活状況に気を配りながら、子供と保護者の相談及び支援を行うことが一番の役割であると考えているところでございます。

(水道局長 勝山 修君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 勝山水道局長。

[水道局長 勝山 修君 登壇]

○水道局長(勝山 修君) 災害時におけます上下水道の緊急措置や復旧体制について御質問いただきました。上下水道は市民生活にとって重要なライフラインでございます。災害の際もその機能を最大限維持することが必要となっております。そのため、上水道においては緊急時対応マニュアル、下水道においては下水道事業業務継続計画を独自に作成し、これに基づき災害に対する緊急措置及び対応業務を行っておるところでございます。

また、上下水道は24時間体制での情報の把握、あるいは応急対応に当たっては専門的技術、知識、あるいは資機材が必要となることから、職員の全身体制はもとより、施設管理や漏水調査などの受託事業者等との連携を密にして、緊急点検等の実施や早期復旧に努めておるところでございます。

7月豪雨災害におきましても、3地域での断水等が発生いたしましたが、連携による速やかな対応と早期復旧を図ることができました。また、上水道におきましては、断水等大規模な災

害が発生した場合におきましては、公益社団法人日本水道協会の応援要請を行い、他の水道事業体の協力を得て、応援給水や復旧作業を行うこととしているところでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 多く質問しましたが、これらが十分今後も機能していくように、体制整備をしていただくように要望して、次の質問にいきたいと思います。ヘルメットの場合、地震があったときにどうしても必要ではないかと思えますから、ここに出ている場合の安全性の確保のためには、他市町村ではヘルメットの整備ということもやられているみたいなので、ぜひともまた検討していただきたいと思えます。

続いて、避難所、仮設住宅の運営の改善ということで、これはこの中に十分書いてありますので、多くはお聞きませんが、1つは在宅避難者の把握はどうなのか。それから、この前八次で経験したのは、救急車で避難された方というのがあって、要支援者の対応というのをしっかりしていかないと、私は一体何で避難したらいいのかというのもあって、救急車で対応されたということもあったり、近所の人とか自主防災組織が合わせて一緒に避難すればよかったのかもしれませんが、なかなかそれもかなわなくてそういうことがあったので、ぜひとも要支援者の項目もこれの中にしっかり書いてありますので、これも検討していただきたいと思えますが、在宅避難者についてが書いていないので1つ。

それから、災害時の外国語の対応ということで、これには英語と中国語は書いてありますが、その他の外国の人の対応というのはどうなのか、お尋ねしたいと思えます。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 在宅避難者の把握というところがございますけれども、災害発生時に避難所に避難されず、自宅の二階等へ避難されている方もございますが、災害時における在宅避難者の把握は困難であるというふうに考えております。災害時や避難が必要なときには、まず命を守る行動をとるが重要で、状況によっては避難所へ行くよりは家の中で安全な場所へ避難するほうが、かえって安全な場合もございます。そのため、自宅の二階等へ避難するいわゆる垂直避難を始め、命を守るための避難方法については、各戸に配布しております防災の手引き、またケーブルテレビへの出演によって呼びかけをしております。さらに、市の広報や土砂災害ハザードマップへ記載することによって、現在周知をしているところでございますけれども、さらに命を守る行動につきましては周知してまいりたいと考えております。

防災メールの外国語表記の件でございますけれども、7月豪雨災害の課題の1つとして、早目の避難行動につなげるための情報伝達手段の確保がございます。災害対策本部で本年11月にまとめた対応策の中では、防災一斉メールを通じて、外国人のために英文及び全文平仮名、ま

たは片仮名の表記による情報発信を行うように考えております。まずは利用者が多いと考えられる英語、また優しくわかりやすい方法として平仮名、あるいは片仮名の日本語表記による情報発信を考えておりますけれども、送信するシステムへの登録であるとか、あるいは今後整備しなければならない事項もあるため、他の外国語等も含めまして、これらの他の課題への対応も含めまして、状況を見ながら改善していきたいと思っております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 今度、外国人の新たな雇用ということで、何万人というのがありますので、今後対応が要るんだろうと思いますので、多様性の文化ということにも十分対応すべきだろうというふうに思います。

4番目の女性の視点からの防災まちづくりということでお尋ねをしたいと思いますが、防災委員の大体30%が女性でなくてはならないと書いてありますが、三次市の現状はどうか。それから、男女共同参画の視点とか、避難所でのプライバシーの問題、浴室とか衛生面とか安全確保とか、乳幼児を持つ家族の対応とか、女性のニーズに合った仮設住宅の建設など、女性の視点からの防災まちづくりが必要だろうと思いますが、このあたりについてどう思われているのか、御所見を伺いたいと思います。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 女性の視点からの防災まちづくりということでございますけれども、三次市防災会議において、32の団体、機関の代表者で構成しております。そのうち女性は5人で、割合は15.6%でございます。議員御指摘のとおり、避難所では多くの人と集団で生活するため、プライバシーの確保でありますとか衛生面、また乳幼児がいらっしゃる家族への配慮などが大切ということでございます。7月災害を受けまして、避難所のあり方については重要課題の1つとして、その対応について検討してまいりました。大規模災害への対応については、避難所の運営を自主防災組織の皆さんの協力を得ることが必要不可欠であると認識しているところでございます。このことから、避難所の運営について、自主防災の皆さんと協議する中で、特に女性防災士などの意見を伺うとともに、他市町の事例を参考にしながら、女性の方、乳幼児がいらっしゃる方などに配慮した避難所の運営を考えていきたいと考えているところでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 何といたっても防災会議の委員構成が30%以上ということが提言されていきますので、三次市においてもそこをまず第一歩にして取り組んでいただきたいと思っております。

続いて、武道館建設についてお尋ねをしたいと思います。先日、11月26日に三次市武道振興会から、武道館設置に関する要請書が提出されております。これについては、御存じのように、今から10年前、平成21年6月30日、三次市議会において、請願書に対し全会一致で採択されました。今日まで具体的な進展が見られませんかという、三次市議会に対しても厳しい指摘があって、どうなのかということでありまして、何度か同僚議員などが武道館設置に対する要望をしてきたところでありまして、文部科学省においても、伝統文化の継承とか、市内の小中高の体育館ではもういっばいの状況があるということで、練習できる環境というのを整備してほしいという切実な、10年目にして再度の要望があったわけでありまして、スポーツ三次を標榜されている三次市とすれば、ぜひとも実現していただきたいと思いますが、御所見を伺いたいと思います。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 御質問は武道館の建設につきましてでございますが、今から9年前になろうと思っております。平成21年6月の市議会定例会におきまして、三次市武道振興会からの専用の武道館設置に係る請願が当時全会一致で採択になったということにつきましては、執行部といたしましても重く受け止めさせていただいております。また、先日も同振興会から私のほうへ、初めてではございますが、同様の要請をいただいたところでございます。

御質問いただいておりますこの武道館建設につきましては、現時点では今回お示しをいたしました実施計画を含め、具体的な計画は持ち合わせておりませんが、今回の第2次総合計画の改定におきましては、今後のスポーツ施設の整備におきましては、災害対応等、多機能化について検討することと記述いたしております。武道館という特定の考え方のみならず幅広い活用や、また防災面、さらには当然のことながら財政面等も含め、総合的な観点から全体計画の中で検討していきたいと、このように考えております。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) これは議会にも大きな責任があつて、請願を受けて、当時議長は木村春雄議長でありまして、全会一致で採択をしたところでありまして、責任の所在もしっかりとしながら、今市長が答弁していただきましたように、総合計画の中の項目も十分検討されて、従来から三次市立体育館の建てかえなどもやったらどうかということも提言させていただいておりますし、それらとあわせて、武道館建設を早期に実現していただきたい。いつまで議員しよるかわかりませんが、次にまた聞かんでもええように実施していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、続いて、登録型本人通知制度ということでお尋ねしたいと思います。重要な個人情報載っています戸籍謄本、住民票というのがありますが、これの不正取得、他人の戸籍や

住民票を不正にとっているということが近年も起こっていますし、東京の司法書士や県内の各自治体でも、この不正取得が判明しているところでもあります。

こうした中、不正取得の防止、抑止を目的とした登録型本人通知制度が、県内ではもう12市町が導入されているところでもあります。この制度を三次市においても検討すべきだし、実施すべきであろうと思いますが、お考えをお尋ねしたいと思います。

(市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 稲倉市民部長。

[市民部長 稲倉孝士君 登壇]

○市民部長(稲倉孝士君) 登録型本人通知制度について御質問いただきましたけれども、まずこの制度についてもう少し説明させていただきますけれども、これは議員が言われましたように、住民票の写しや戸籍謄本などを、本人等以外の第三者に交付した場合に、事前に登録していた人に対して、その交付した事実を郵送でお知らせする制度でございます。議員が、広島県内では現在12市町と言われましたけれども、実際には本人通知制度の中に2種類ございまして、議員御指摘の事前登録型と不正取得通知型というのがございまして、本人通知制度事前登録型については、県内で11市町が現在導入しておるということでございます。

導入していない市町、まだ8市町ほどございますけれども、導入に対する課題意識を持っております。その課題意識について申し述べさせていただきますけれども、まず、これは法に基づく正当な権利行使を阻害するおそれというものがございます。それと、正当な権利行使によって、第三者請求に対して損害を与えた場合の対応が大変困難であるというふうな側面も持っております。また、各市町の判断によっているために、自治体間で運用が異なるという実態もございます。さらに、システム改修の費用でありますとか郵送料などの経費負担や事務負担が増加するというふうなことが挙げられておりまして、本市といたしましても同様の課題を認識しておるところでございます。今後のスケジュールというようなこともございましたけれども、国の見解でありますとか、他市町の実施状況等を踏まえて、慎重に研究、検討をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 個人情報がたくさん載っておるわけで、やはりこれらについて、むやみやたらに他人がそれを取得するということになれば、大きな問題だろうというふうに思います。県内でも11市町がもう実施されている状況で、安芸高田市も今年の7月にはこれをやられておると。県北でも、あとしていないのは三次と庄原ということになっておりますし、全国的にもそういう取組が行われて、個人の情報を守っていくということが必要だろうと思いますので、ぜひとも早期に取組をすべきだろうと思いますが、再度お尋ねしたいと思います。

(市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 稲倉市民部長。

〔市民部長 稲倉孝士君 登壇〕

○市民部長（稲倉孝士君） 議員がおっしゃいますように、個人情報の不正取得の防止、これは大切なことでございます。ただ、住民票でありますとか戸籍謄本・抄本の申請の場合には、まず本人確認でありますとか、代理の場合には委任状の確認でありますとか、法令に照らしまして、実際に請求できる方がどうかということで、慎重に審査いたしまして、適正に交付している状況でございます。そういった中で、市民の方の個人情報をまずしっかり守っていくというふうな対応をしておるところでございますことを、まず重ねて申し上げさせていただきまして、この事前登録制度につきましては、先ほど申しましたような形で、いろいろな課題がございます。これを早急に、三次市で他市町がしておるからということで導入するのはちゅうちょするところでございますけれども、今から、全県的なことでありますとか、県、国の動向でありますとか、そこらは十分研究させていただきまして、適切な時期に、もし実施することがあればそういったことも含めて研究させていただきたいというふうに答弁させていただきたいと思います。

（20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 竹原議員。

〔20番 竹原孝剛君 登壇〕

○20番（竹原孝剛君） 今、部長が言われるように、戸籍取得の厳格化を言うたんですよ。2008年に戸籍法の改正をして、そういうことのないようにということでしたんですが、残念ながら今言うように2016年、それから今年ですか、何度も司法書士や弁護士によって不正取得ということが判明しておると。だから、何ぼ国が厳格にやります、どうじゃ言うても、結局は抜け道を使って個人情報を取得しているという状況があるので、そこでは市民の個人情報をしっかり守るとするのは国じゃだめなんです。国のつくった法律というのはあんまりええことないんです。やはりちゃんと三次市がそうしたことを制度化する、条例化していくということが必要なもので、そのことというのは、部長が言われるのはもう古いんです。そこは議論し尽くされて戸籍法が改正されたんです。しかし、残念ながらそういうことがまだ行われているという状況を見たときに、三次市がどうするんかということが一番必要なもので、そこについてしっかりと検討しながら取り組んでいただきたいと思います。

時間がないので次にいきたいと思いますが、会計年度任用職員の制度の取組と現行制度の中での改善をということで、お尋ねをしたいと思います。これまでも御答弁いただいているように、改めてお尋ねしたいと思いますが、今年の10月18日だったですか、新たな通知が総務省から来ていると思います。策定に当たっては、法改正の趣旨にのっとって取り組んでいただきたいという通知が総務省から来ているところでありまして、三次市とすればどういうふうに取り組んでいこうとされているのか、再度お尋ねしたいと思います。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 落田総務部長。

〔総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇〕

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） 会計年度任用職員制度の取組と現行制

度の改善についてということでございますけれども、制度策定に当たっての基本的な考え方を申し上げさせていただきたいと思っております。

このたびの法改正は、現状において地方行政の重要な担い手となっている臨時・非常勤職員に係る制度が不明確でありまして、各地方公共団体によって任用、勤務条件等に関する取り扱いが異なっていたために、法改正することによって統一的な取り扱いが定められるというものでございます。その内容といたしましては、一般職の会計年度任用職員制度を創設いたしまして、任用服務規律等の整備を図るとともに、臨時・非常勤職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員への必要な移行を図るといったものでございます。

本市としましても、この法改正の趣旨、また内容にのっとりまして、国の示す考え方や県内他市との均衡も図りながら、適切な任用、勤務条件を設定してまいりたいというふうに考えているところでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 総務省の自治行政局公務員部長から厚い通知が来ておりますが、これを全部聞きよったら、今日のことで終わらんぐらい多くの課題があつて、取り組むべきことということになっておりますが、基本はやはり今言う臨時職員等の皆さんの条件整備ということ、それから同一労働同一賃金という形で取り組むべきだろうということも提案されたり、法の中に明確にされているわけで、働く人が生き生きと働けるという条件整備というのは必要だろうと思っておりますので、ぜひとも法の趣旨に沿って、積極的な取組をお願いしたいと思います。それで、制度策定に当たっては、職員団体との協議ということが1つ、それからスケジュールとして、前にもお尋ねしましたが、来年の6月議会までには条例提案ということになっておりますが、これについて変更はないのかお尋ねしたいと思います。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 職員団体との協議でございますけれども、導入に当たりましては、職員の勤務または労働条件の変更というようなことが想定されますので、その変更に当たりましては、これまで同様、職員団体との協議を行ってまいりたいと考えております。

また、スケジュールでございますけれども、現在県内他市においても、会計年度任用職員制度の設計に取り組んでいるところでありまして、本市においても、制度内容については県内他市との均衡を図りながら、2020年4月からの制度施行に向けて、引き続き取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

〔20番 竹原孝剛君 登壇〕

○20番（竹原孝剛君） まだ全国的にも一、二しか条例制定が出ておりませんが、ぜひとも早い時期に提起をしていただきたいというふうに思います。

それで、2020年4月から、この会計年度任用職員の施行というのがありますが、今働いておられる非正規職員の処遇改善というのは、やはり今でもやるべきで、そこを2020年4月1日まで待つことなく取り組むべきだろうと思うわけでありますが、早期にできる処遇改善として取り組むべきではないかと思いますが、手当や休暇制度、一時金の支給なども、今の現行制度で改善できるというふうに思いますが、そのあたりどういうふうに、現行の中で非常勤職員の労働条件の改善ということが考えられているのか、お尋ねしたいと思います。

（総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 落田総務部長。

〔総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇〕

○総務部長（兼）選挙管理委員会事務局長（落田正弘君） 現行制度での処遇改善ということでございますけれども、これまでも働きがいのある雇用条件となるよう、積極的に臨時・非常勤職員の処遇改善に取り組んできたところでございます。臨時職員の賃金は、平成23年度以降、毎年引き上げを実施し、平成28年度からは保育士及び調理員について月額制を導入するなど、県内の市ではトップの処遇としており、休暇制度についても年次有給休暇の拡充など、大きく改善に努めてきたところでございます。今後も引き続いて、臨時・非常勤職員の処遇改善に努めていく考えでございますけれども、現在、現行制度を基本に任用条件を洗い出し、会計年度任用職員制度への移行に向けての準備を進めている段階でもございますので、国の制度への準拠でありますとか、県内他市との均衡を図るといった基本方針にのっとり、検討していきたいと考えております。

（副市長 高岡雅樹君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 高岡副市長。

〔副市長 高岡雅樹君 登壇〕

○副市長（高岡雅樹君） 先ほど議員のほうから、会計年度任用職員の関係の条例化の提案ということで、従前、来年6月ということをお聞きしておりましたのでございまして、今、総務部長が申したとおり、三次市としましても職員団体との意見交換を含めながら、他市の状況あるいは県の状況、そういったところを含めながら鋭意努力をしているところでございますが、現状といたしまして、どうも県内の状況が、例えば来年9月、遅いところでは12月を想定しているような状況も聞き及んでおりますので、私たちとすれば、現在働いていただいている非常勤あるいは臨時職員の皆さんには、正規職員とともに三次市の行政推進に当たって多大な貢献をしていただいている、なくてはならない存在ということもありますし、賃金といたしますか、給与といたしますか、大きな勤務労働条件の変更にもかかわることですので、他市との均衡にも、しっかり情報収集しながら配慮した取組をしていきたいということでもございまして、来年6月というのが、今の段階でこれまでそのように目標として掲げておりましたが、6月とい

うところに限らず、少しずれ込む可能性というのは、現状では否めない状況になっております。いずれにしても、本当に非常勤の方、あるいは臨時の方、そういった方に働きがいを持って働いていただける、そういった制度設計をしてみたいというふうに思いますので、スケジュールについては、今の段階では少し繰り下げるといふか、そういった状況にあらうかということとは御理解いただきたいと思います。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) わざわざ副市長が答弁に立たれたので、よい答弁をしていただけるのかと思って期待しましたが、悪いほうの答弁で残念であります。やはり早い時期に、国が示したのは3月ですよ。それを、国の言うことを聞かないということもたまにはしているのかもしれませんが、3月という提起を、6月もいたし方ないかなと思っていましたが、早期に行うべきでありまして、どういう労働条件で来年働けるのかということも必要なので、各市町村の悪いほうを余りならわないように、ぜひともしていただきたいと思います。

それで、少しはあったんでしょけれども、現行で、例えば常勤の臨時職員の賃金を月額にするというようなこともやっています。これを広げていただきたいと思います。そうでないと、今度なぜか10連休というのが来年あるそうで、日当でしたら全然賃金が下がってくるということも想定できるので、やはり日額から月額ということにぜひともシフトを変えていただきたいと思いますし、一時金の支給や、これは会計年度任用職員のときだろうと思いますが、退職金を支給するということも考えられておりますし、年次有給休暇など、厚生労働省から、来年4月から新しい働き方関連法案ということで来ておりますので、それらも加味されて、しっかりとした中身について、現行制度でできるものはやっていただきたいというふうに思います。お伺いしたいと思います。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 国の示す制度内容につきまして、十分検討していくというふうに思っております。国の制度への準拠であるとか、先ほど申し上げましたように、他市町との均衡を図るのが基本方針でございますので、それにのっとって検討していきたいというふうに考えておるところでございます。

(20番 竹原孝剛君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 竹原議員。

[20番 竹原孝剛君 登壇]

○20番(竹原孝剛君) 期待をして、一般質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長(小田伸次君) この際、しばらく休憩いたします。再開は13時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

——休憩 午後 0時 3分——

——再開 午後 1時 0分——

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（小田伸次君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） 公明党の岡田美津子でございます。午後一番の質問ですけれども、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして一般質問させていただきます。今回は、大きく4つの点についてお伺いしたいと思います。

まず1番の、誰もが孤立しない共生社会への取組についてお伺いいたします。

まず（1）の生活困窮者自立支援法の改正についてお伺いいたします。平成27年4月から始まった生活困窮者の自立支援法、生活保護に至る前の困窮者を支援するための制度です。福祉事務所を置く自治体の実施主体となり、困窮者の相談を受けて支援計画をつくる自立相談支援を必ず行うほか、任意でひきこもりの人などが仕事に必要な基礎能力を身につける就労準備支援、学習教室を開くなどの子供の学習支援、ホームレスなどに一定期間衣食住を提供する一時生活支援などを実施するものですが、本市におきましても、保健福祉センターの1階、福祉総合相談支援センターに窓口が置かれております。施行からはや3年たつわけですけれども、これまでの支援体制、また相談の状況、成果、実態に対する課題などをお伺いしたいと思います。

（福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 森本福祉保健部長。

〔福祉保健部長 森本 純君 登壇〕

○福祉保健部長（森本 純君） 生活困窮者自立支援法に基づきます支援体制、議員から今御紹介いただいたとおり、福祉総合相談支援センターの中に生活サポートセンターを開設しております。相談員2名の体制で、生活や仕事での困りごとについての相談を受けまして、個別の事情に応じた支援や関係機関などへのつなぎ等を行っているところでございます。

今年度の実績を申し上げます。対応実績でございますけれども、10月末現在で、新規の相談者29人、お一人の方が複数回相談されますので、延べ476件の相談を受け付けております。相談内容では、多重債務、あるいは病気により働けないなどの金銭、健康、就労などの相談が多く見られております。こうした相談に対しまして、家計支援を始め資金貸し付け、弁護士相談、ハローワークへの紹介等を進めるなど、社会復帰への支援を進めておるところでございます。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） もう一つ、実態に対する課題などがあるかということをお伺いしたいと思います。

（福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 森本福祉保健部長。

〔福祉保健部長 森本 純君 登壇〕

○福祉保健部長（森本 純君） 課題でございますけれども、今、生活サポートセンターの入り口支援、相談を受けさせていただくということで対応してございますけれども、それを具体的に、生活支援を行うべき手段と申しますか、出口のほうはまだまだ足りない部分があるかというふうに思います。具体的には、一時的なものとしたしましては、フードバンク事業とかそういったものを行ってございますけれども、それは一時的な対応でございまして、恒久的な支援にはつながっていない。引き続き、ケースワークを通じて、常にその方に寄り添っていろいろお話を聞かせていただいて支援を行うということで、今対応しているところでございます。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） 恒久的な支援というものが大切だということ、本当に私もそう思っております。生活困窮者自立支援法ですけれども、施行後3年間で、全国で約68万人が新規で相談を受けていらっしゃいます。その中で、約9万人が就労や収入を増やして一定の成果は出ていると思っておりますけれども、一方で今後の課題として、地域との関係性が薄く、頼れる人がいないといった社会的な孤立、孤独の状況にある人、みずから相談に来ることが難しいひきこもりの人などへの対応の強化が急務とされています。

それを受けて、この制度をさらに強化するために行われたのが、このたびの法の改正です。困窮に至る背景としては、他者との接触がほとんどない社会的孤立を明示し、社会的孤立にある人も支援の対象であることが明確となりました。これは、今日の社会状況の中で、私もとても重要なことだと思っております。これによって、従来の問題解決型の支援のほかに、つながり続ける、孤立させないという伴走型の支援が重要になってまいります。これに加えて、10月からの法の改正では、効果的に支援するために2つの具体策も定めております。1つは、自治体の福祉、就労などの各部局が困窮者を把握した場合、支援制度を利用するように進める努力義務を創設しております。また、社会福祉や教育を含む関係機関が、困窮の情報を共有する支援会議の法定化を定めました。このほか、就労や家庭相談の支援の拡充、居住支援、生活保護世帯の進学支援なども創設されます。これを受けて、本市ではどのように取り組もうとされているのか、お伺いいたします。

（福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 森本福祉保健部長。

〔福祉保健部長 森本 純君 登壇〕

○福祉保健部長（森本 純君） ただいま議員のほうから御紹介いただきました改正生活困窮者自

立支援法、本年10月に施行されております。家計改善支援事業、あるいは就労準備支援事業の実施、これが自治体の努力義務になりますとともに、2022年度までには全自治体がこれらの事業を実施するとの目標を掲げられておきまして、生活困窮者の自立支援策の強化が図られているところがございます。また、同じく紹介いただきました市町村の福祉、教育、税務、住宅等の相談窓口におきまして、生活困窮者の実態を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務とされております。また、関係機関等で構成する生活困窮者への支援に関する情報交換、あるいは支援体制を検討する会議を設置することができるとされてございまして、包括的な支援体制の強化が進められておるところだととらえております。

このことを踏まえまして、三次市といたしましては、今後、家計改善支援事業や就労準備支援事業につきましては、他市の先進事例を参考にしながら、目標年次までに両事業に着手できるよう準備を進めるとともに、市役所内の関係部局やハローワーク等関係機関との連携体制を強化いたしまして、福祉・医療機関等へのつなぎや就労の促進等を進めまして、社会復帰への具体的な支援につながるよう取組を進めてまいりたいと考えております。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) このたびの法改正に基づいて、どうか包括的な支援、また庁内の連携もしっかりとって取り組んでいただきたいと思います。

それでは、(2)の長期・高齢化するひきこもりの対応についてお伺いいたします。

平成26年12月の定例会で、ひきこもり支援について質問させていただきました。その後、本市でのひきこもり相談の状況、また潜在化してなかなかわかりにくいとは思いますが、実態の把握などはされていらっしゃるのでしょうか、お伺いしたいと思います。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 森本福祉保健部長。

[福祉保健部長 森本 純君 登壇]

○福祉保健部長(森本 純君) 本市のひきこもりの実態についてのお尋ねでございます。

保健師あるいは地域包括支援センターなどの相談支援機関が受ける病気や健康、介護、障害あるいは経済的困窮等に関する相談を通じまして、個別にはひきこもりの実態を把握することはございますけれども、その実数を把握するというのは大変難しゅうございます。市としては把握してございません。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 私はこの11月に、広島県の健康福祉センターで開催されましたKHJ全国ひきこもり家族連合会の全国大会に参加いたしました。全国から多くの関係者、また当事者、当事者の家族、国会議員、県会議員など多くの方が参加されておりました。その中で、今回

テーマとなったのが、40代以上のひきこもりの顕在化でした。2010年代に入って、自治体の調査で40代以上の人の占める割合の多さが指摘されるなど、ひきこもりの高齢化が注目され、従来、思春期問題や若者問題の枠組みでひきこもり問題が理解されてきたのに対しまして、学校よりもむしろ仕事や病気をきっかけにして引きこもり始めた人が多いことが明らかになったそうです。

中でも、最近話題になっているのが、ひきこもりの状態の長期・高齢化に伴って、収入のない50代の子供と80代の親の世代が地域で孤立して生活に行き詰まり、親子共倒れなどの悲劇にもつながる8050問題です。介護が必要な高齢者の家庭にヘルパーが訪問したら、無職の中年の子供に出会ったなど、高齢の親と引きこもった方が同居する家族が孤立したり、困窮したりする例が注目されるようになったとのことでした。このような状況がひきこもりの高齢化に拍車をかけております。

本市においては、このような状況に対してどのような体制で対応されているのか。また、今後このような社会状況にどう対応すべきと考えていらっしゃるのか、お考えをお伺いいたします。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 森本福祉保健部長。

[福祉保健部長 森本 純君 登壇]

○福祉保健部長(森本 純君) 先ほど申しましたように、それぞれ相談の中で課題としてのひきこもりというのを把握しているところがございますけれども、ひきこもりがその家庭の課題というふうに把握できた時点では、保健師や地域包括支援センターが、そういった相談支援機関が、戸別訪問等によりまして、早期のかかわりを持つこと、また個別の状況に応じまして、福祉医療機関等へのつなぎ、または就労の促進等の早期社会復帰に向けての取組を進めておるところでございます。

また、今後どのように取り組んでいくかといいますか、そういった御質問でございましたけれども、やはり市といたしましては、相談窓口をしっかりとつくっていくことがまず1つ大切だというふうに思います。ただ、その相談窓口があることが、その必要な方々に届くような啓発というのは、重ねて重要なことだというふうに考えております。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 相談窓口を知らせるといことは、本当に重要なことだと思いますけれども、このような社会状況の中で、国もひきこもりの支援に携わる人材の養成研修の事業とか、ひきこもりサポート事業などの補助事業を行っておりますけれども、本市ではこのような補助事業を活用されようとしているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 森本福祉保健部長。

〔福祉保健部長 森本 純君 登壇〕

○福祉保健部長（森本 純君） 国のひきこもり対策推進事業、こちらが拡充されております。平成30年度から市町村事業といたしまして、相談窓口などを整備するなどのひきこもりサポート事業制度が創設されました。ただ、今のところ市としての実施の予定はございません。今後、他の自治体等の取組を注視していき、また検討させていただきたいと思っております。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） ぜひ、積極的にこういう制度を活用していただきたいと思っております。

今、引きこもっている方は、みずからは相談に来ることもできないと思っております。やはり家族もどのようにすればいいのか、相談するところがあるのかさえわからないというような状況では、本当に相談窓口を知らせるといことは大切なことだと思います。ひきこもりの長期化・高齢化という深刻な状況は、今潜在化しているといっても、見えないからといっても、直視すべきだと思うんですけれども、内閣府はこのたび40歳から64歳を対象としたひきこもりの実態調査に初めて乗り出します。これまでの調査は、今までもありましたけれども、39歳までの年齢に限っての調査でした。その数だけでも約54万人に上ると推計されておりますけれども、今年の12月から、40歳から64歳を対象とした調査が始まるようでありますが、これを受けて、本市ではどのように対応するのかお伺いいたします。

（福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 森本福祉保健部長。

〔福祉保健部長 森本 純君 登壇〕

○福祉保健部長（森本 純君） 今、御案内いただきましたひきこもり調査でございますが、内閣府が全国5,000世帯を抽出いたしまして、調査員がそれぞれ訪問して、本人や家族に就労や生活の状況、ひきこもりの期間などを記入していただく方法で行われると聞いておりますけれども、国のほうから調査への具体的な協力依頼というのは、特に市のほうには入ってございません。

調査結果につきましては、初めての調査でございます中高年層のひきこもり状態、これの実態と傾向がある程度つかめるものというふうに思います。生活状況、あるいは抱えている課題が何なのか、具体的な検討材料となるものと考えております。市の支援対策を考える上で、大いに参考にさせていただきたいというふうに思っております。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） 市のほうへは特別の要請がないということでもありますけれども、愛媛県の松山市では、ひきこもりの状況を把握するために、地域の民生委員さん991人を対象にして実態調査を行っております。やはり中高年層が多く長期化している現状が浮き彫りになった

そうです。これをもとに、家族が気軽により専門的な相談を受けられる体制づくりに取り組んでいるとのことでしたけれども、本市でもこのような取組は考えられないでしょうか。お伺いしたいと思います。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 森本福祉保健部長。

[福祉保健部長 森本 純君 登壇]

○福祉保健部長(森本 純君) ただいま御紹介いただきました松山市の取組でございます。たしか民生委員の皆様、それぞれ各地域の家庭の状況をかなり具体的に御承知いただいているものと思います。調査とするのかどうなのか、それはまた中のほうで考えさせていただきますけれども、民生委員の皆様から、そういった気になる実態がある分につきましては、市のほうで吸い上げさせていただいて、しっかりと支援につなげるような仕組みはつくってまいりたいというふうに思います。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) ぜひともよろしくお伺いしたいと思います。このたびの法の改正は、従来の問題解決型の支援もですけれども、つながり続ける、孤立させない、伴走型支援の重要性を示しているように思います。さまざまな原因でさまざまな状況に置かれざるを得なかった人たち、その人たちを認めて、また人たちの課題を見つけ、お互いに支えたり支えられたりできる、誰もが孤立しない共生社会がめざされているように思っております。

次に、大きな2番の防災・減災・備災の取組についてお伺いします。

まず、(1)の災害廃棄物処理計画の策定についてお伺いいたします。今年もはや12月、1年が過ぎ去ろうとしております。今年は大阪北部地震や西日本豪雨、夏の酷暑、台風21号の被害、北海道の胆振東部地震など、大きな災害が相次ぎました。本市においても、7月の豪雨災害は、国から激甚災害の適用を受けて、一日も早い復旧・復興に取り組んでおられるところです。本市も河川の氾濫、道路、農地、山林などの土砂災害、また床上・床下浸水によりさまざまな被害が起こり、災害廃棄物も多く発生したものと考えます。

今回、7月の豪雨災害による本市の災害廃棄物の発生状況や発生水量など、わかれば教えていただきたいと思います。また、この災害廃棄物はどのような工程で処理されるのか、また処理にかかった費用などもお伺いしたいと思います。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) このたびの7月豪雨災害に係り発生した災害廃棄物に関しての御質問でございますが、まず災害廃棄物に伴うごみの分別ということにつきましては、通常、15分別していただいているわけでございますけれども、このたびの災

害廃棄物については、まず燃やせるもの、燃やせないもの、粗大ごみということで、災害廃棄物を大きく3分別していただいているところでございます。

このたびの7月豪雨災害での災害廃棄物の状況でございますけれども、まずは災害廃棄物の仮置き場を2カ所設定いたしました。まず1カ所は三次環境クリーンセンターの駐車場、もう1カ所は四拾貫の種鶏場跡地でございます。主な災害廃棄物でございますけれども、粗大ごみの中ではやはり家電類、家具類といったところが多く発生しているといったところでございます。また、流木、自転車、農機具類といったものも若干発生しておりますけれども、事業系では商品とあわせて陳列棚等といったものも多く発生しておりますところでございます。

この災害廃棄物の発生量でございます。まず三次環境クリーンセンターに係るものについては568.5トン、四拾貫仮置き場につきましては151.06トンで、合計約720トンの量でございます。なお、今後発生する災害廃棄物といたしましては、被災家屋等の解体撤去について6,600トンというふうに見込んでいるところでございます。

また、その処理工程につきましては、三次環境クリーンセンター駐車場の仮置き場につきましては、クリーンセンターにおいて焼却あるいは破碎処理によって処分を行う。四拾貫仮置き場につきましては、これからの被災家屋の解体撤去に係る廃棄物も同様でございますけれども、全て業者委託によってそれぞれの品目ごとに処理をするということでございます。

この間の処理費用につきましては、三次環境クリーンセンターの処理分と委託処理（四拾貫分）につきましては、10月から11月20日といったところで締めまして、確定額といたしましては、現在約2,100万円が処理費用ということでございます。なお、この2,100万円につきましては、回収に当たっては市内事業者等のボランティア等の協力による活動といったことがございますので、そういったことを加味すると、本来的には、かなり大きな額にはなっておりますけれども、実際にかかったのは現在のところ2,100万円ということでございます。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求め)

○議長（小田伸次君） 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番（岡田美津子君） 詳しく状況をお話ししていただきまして、ありがとうございます。

国におきましては、平成23年に起こった東日本大震災で発生した大量の廃棄物の処理が復旧・復興の大きな課題となったことを踏まえて、全国の自治体に災害廃棄物処理計画の策定を求めております。このたび、私たち総務常任委員会で防災をテーマに視察に行った兵庫県の佐用町では、平成21年8月に発生した台風9号による大災害で、流木や土砂、また家庭での災害ごみ2万8,000トンが発生、そのまま集積しておくで腐敗、悪臭、害虫発生など、衛生面での懸念が広がり、結局24市町の連携で処理に1年以上かかったと話しておられました。その後、佐用町では、平成28年に災害廃棄物処理計画を策定されております。

本市においては、幸い大きな被害を受けたところよりも災害廃棄物は少なかったわけでありましてけれども、今後いつ、どこで、どのような大規模災害に見舞われても不思議ではない昨今です。災害からの一日も早い復旧・復興には、災害ごみの処理が大きな鍵となると思っております。

ます。本市においても、事前の計画作成は重要だと考えます。私は、平成27年12月定例会で、災害廃棄物処理計画の策定の提言をいたしました。その後、どのような取組をされてきたのか、お伺いいたします。

(産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 日野産業環境部長。

[産業環境部長(兼)農業委員会事務局長 日野宗昭君 登壇]

○産業環境部長(兼)農業委員会事務局長(日野宗昭君) まず、災害に係る廃棄物の処理基本計画の考え方でございますけれども、平成27年に御質問いただいた時点では、まだ広島県の策定が済んでおらなかったということになります。広島県においては、平成29年度末に策定するというようなことで、当時では県の策定をまって、本市においても策定をするということで、予定では平成31年度に策定というような運びで、段取りというか準備をしておいたというふうに確認しております。

今回、この7月の災害廃棄物につきましては、やはり議員がおっしゃいますように、処理を進めるための基本的な方針を立てて、そして具体的な処理方法、あるいは処理のスケジュールを定めた実行計画というものをつくっております。具体的には、8月31日にこの災害廃棄物の処理実行計画を策定いたしまして、具体的に処理を進めているところでございます。

御質問の本市の災害廃棄物の処理計画、これは実行計画の前段、基本計画に基づいて具体的な実行計画を立てて実行していくというようなたてりになっておりますけれども、来年度、平成31年度にこの基本計画は策定するというので、先般、実施計画についてもその予定ということで、策定費用等の委託の経費を計上させていただいているところでございます。

災害発生時の初期対応ということにつきましては、やはり公衆衛生確保といったことのためにも、災害廃棄物の迅速な処理といったことが最も重要だろうと考えております。したがって、本計画の策定に当たりましては、関係団体と協力をして対応するといったことを基本として、再資源化といったことも検討しながら、実効性の高い計画となるよう取組を進めてまいります。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) この間は私も実施計画を見せていただきました。このたびの7月の豪雨災害の後で、本市では床上浸水とかから出た災害ごみ、これを委託業者との連携で素早く収集してくださったことには、本当にたくさんの市民の方も大変喜ばれておりました。災害廃棄物の処理は、被害に遭った方々の衛生環境、また安全を第一に、先ほどおっしゃったようにスピード感を持って当たり、適切な分別を行うことや費用の配慮も重要だと思います。ふだんの廃棄物処理を担っている委託業者、庁内の他の部局、近隣自治体との協定なども重要だと思います。予期せぬ災害からの早期の復旧・復興のためにも、平時からの準備の計画策定は本当に重要だと思っております。他の市町の策定も参考になされたり、災害廃棄物処理支援ネットワ

ークなど、専門家の活用も検討するなどして、危機感を持って、実効性のある策定をしていた
だきたいと要望いたします。

次に、(2)の学校施設や通学路におけるブロック塀の安全確保についてお伺いいたします。

6月の大阪北部地震で、大阪府高槻市立小学校のブロック塀が倒壊し、登校中の女子児童が
犠牲になった痛ましい事故が発生いたしました。これを受けて、文部科学省から都道府県の教
育委員会などに、7月27日を最終報告とする安全点検等の状況調査が依頼され、各自治体は学
校にある塀の安全対策を進めているところですが、本市において安全性に問題のあるブ
ロック塀がある学校は何校あり、その中には平成20年3月10日に定められた法定点検の対象外
の施設はあったのでしょうか。また、問題のあったこれらの安全確保をどうされるのでしょ
うか。状況をお伺いしたいと思います。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 学校施設におけるブロック塀の安全確保等についての御質問でござい
ます。学校施設におけるブロック塀の点検については、本年6月18日に発生しました大阪府北
部を震源とする地震による学校のブロック塀の倒壊事故を受けまして、本市では各学校が学校
施設の一斉点検をまず行いました。それから、各学校から危険と思われる箇所の報告を受けた
後、6月19・20日の両日で、学校教育課では都市建築課とともに現地確認を行ったところで
あります。

なお、文部科学省からの依頼に基づく学校施設におけるブロック塀等の安全点検等状況調査
では、本市においては小学校9校、これは全てプールの附属建物でございますが、それと中学
校2校の計11校について、対応が必要なブロック塀があるということの回答を7月10日です
ておるところでございます。

それらの対応についてということでございますが、現在の建築基準法施行令の基準2.2メー
トルを超えた7校、これは河内、粟屋、酒河、青河、川西、小童の6小のプールの壁、及び三
次中学校のグラウンド側の旧焼却炉あたりのところですが、それについてはバリケード
を設置するなどの緊急対応を6月末までに行っておるところでございます。また、3校の小
学校、三次、十日市、川地のプールの壁については、ひび割れや控え壁のないもので、倒壊によ
る被害が想定されるとういうところから、さきの7校とあわせ10校、プール施設9カ所、旧焼
却炉周辺1つについて、改修に係る工事請負費等については、9月市議会において補正予算の
可決をいただいたところでございます。

その後でございますが、国の第1次予算、補正予算がありまして、今年度に限った対応であ
りますけれども、有利な補助制度ができたということがございました。本市で対応が必要な11
校全ての事業が補助対象となる制度の改正がなされたという通知がありましたので、それを受
けて新たに国庫補助事業、ブロック塀改修に対応の臨時特例交付金事業として事業を進めるこ
とができることとなりました。まず9月補正予算分10校については事務手続を行い、近々全て

の工事に着手するところでございますし、残る1校、これは十日市中の学校用地の隣地の境界部分ですけれども、高さ2.2メートル未満で控え壁もあり、倒壊のおそれは低いものですが、老朽化していることや控え壁の間隔が基準より広いところが一部あるため、来年度の予算要求をまたず、今定例会において補正予算を成立させていただいて、国の臨時特例交付金事業として有利な財源のもと、早期に解体撤去をすることで、児童生徒の安全の確保をめざしているというところでございます。現在、調査報告している学校以外で基準を上回るブロック塀のある学校施設は確認しておりません。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 危険なブロック塀などの早急な対応、本当にありがとうございます。各学校においては、学校の防災マニュアルに基づいて、地震などの発生の場合に落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所に身を寄せることとしております。ブロック塀や屋根瓦、自動販売機、ガラス、そして外壁、電線等の落下物や転倒物、マンホールなどにも、日ごろからの注意が必要とされております。その視点では、改めて通学路のブロック塀の点検も必要だと考えておりますが、この点はどのようにされてきたのでしょうか、お伺いいたします。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 通学路におけるブロック塀の安全点検についてですが、本年6月18日に発生した大阪府の高槻市での事故発生以後、学校教育課の職員で、7月10日から8月1日の間、全ての小・中学校の通学路のブロック塀の確認をしております。その調査でございますけれども、2.2メートル以上の高さのところ、小学校で23カ所、中学校で8カ所、1.2メートルの高さのところでは把握したものは、小学校で142カ所、中学校32カ所の確認をしております。把握した内容は、該当校長に直接伝え、児童生徒の安全を確保するように指示をしております。また、9月には文部科学省からの依頼のあった登下校防犯プランに基づく登下校時における児童生徒等の安全確保にあわせ、広島県教育委員会からブロック塀の合同点検を行うように通知がありました。よって、教育委員会、学校及び都市建築課との合同点検を、11月末までに終えたところでございます。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 先ほどお聞きしたように、学校における塀などは本当に安全対策が進んでいると思いますけれども、やはり問題は、今もおっしゃったように通学路沿いの民間の住宅の塀というのが問題ではないかと思うんですけれども、本市では通学路におけるひび割れなど危険性の高い塀や住宅の場所を把握されているということでしたけれども、この場合、通学

路沿いの住宅など、危険な塀と思われるものは、やはり私有財産ということのために、思うように撤去とか補修が進んでいない現状があると思いますけれども、この危険な塀の撤去、改修を促そうと、所有者への訪問とか費用の補助制度を設けている自治体も増えておりますけれども、このような行動とかお考えはないのでしょうか、お伺いいたします。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂本建設部長。

[建設部長 坂本高宏君 登壇]

○建設部長(坂本高宏君) 民地のブロック塀への補助制度という御質問でございます。民地に立つブロック塀対策への補助金創設については、三次市においても何らかの対応が必要と考える中、本年11月に広島県が県内各市町に制度創設の意向を調査しており、今後そうした国、県、県内他市の状況も勘案しながら検討したいと考えています。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 今の民間のブロック塀の中で、危険なブロック塀というのは把握していらっしゃいますでしょうか。

(教育次長 長田瑞昭君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 長田教育次長。

[教育次長 長田瑞昭君 登壇]

○教育次長(長田瑞昭君) 現在、まず先ほどの答弁とちょっと重なりますけれども、学校教育課の職員が把握したところでございますと、2.2メートル以上の塀が小学校、中学校合わせて、通学路において31カ所、それから、1.2メートル以上のものが小学校、中学校合わせて174カ所、合計205カ所について確認をさせていただいております。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 改めて質問いたしましたけれども、やはり結構たくさんの危険な箇所があるという中で、通学路としてだけではなくて、一般の人にも危険を及ぼすことがあると思われまますので、危険な塀の意識を市民の方にもしっかりと周知していただくことは重要だと思いますので、今後とも訪問したりとか、そういう注意を促すとか、そういう行動をとっていただきたいと要望いたします。

次に、(3)の危険空き家の解体補助についてお伺いいたします。危険なブロック塀と同様に、災害時に一番心配されているのが空き家の問題です。私たち公明党は、4月から6月にかけて、全国100万人訪問調査運動を行った結果、防災・減災でのアンケート調査で、地域において危険で改善が必要な場所として空き家がトップでした。次いで、道路、河川との結果でしたけれども、地域の安全確保を図るには、空き家は全国的な課題となっております。本市とし

ては、特に危険空き家、また特定空き家等の対策、解体の状況はどうなのでしょう、お伺いいたします。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂本建設部長。

[建設部長 坂本高宏君 登壇]

○建設部長(坂本高宏君) 危険な空き家の状況ということでございます。平成28年度に本市が実施した空き家実態調査において、1,402件の空き家を確認し、その中で老朽度の高い物件を118件把握しており、これについては現地確認を行うなど、追跡調査を実施しています。また、空き家等対策特別措置法施行後の平成27年度以降、近隣からの相談や通報があった空き家は167件で、そのうち危険性が差し迫っているとして助言、指導、勧告を行ったのは57件です。解体等により危険性が排除されたものが13件で、残る44件については定期的に巡視を行うなど、現在も継続して対応中です。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 現在の本市の老朽危険建物除却促進事業においては、解体費用の3分の1以内の補助で、最大が30万円となっておりますけれども、これらの利用状況をお伺いしたいと思います。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂本建設部長。

[建設部長 坂本高宏君 登壇]

○建設部長(坂本高宏君) 補助による解体の状況ですけれども、平成25年度の老朽危険建物除却促進事業補助金創設から、制度を利用され解体された空き家の総数は32件でございます。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) その30万円の補助金を使って、1年間にどのぐらい、今は30万円が10件という予算が組んであると思うんですけども、毎年何件ぐらい利用されているのかということが聞きたかったんですが。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂本建設部長。

[建設部長 坂本高宏君 登壇]

○建設部長(坂本高宏君) 各年度での利用ということでございます。近年の3カ年で考えてみますと、平成27年度で9件、平成28年度で7件、平成29年度で8件、今年度は現在2件という状況でございます。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） 先ほど解体の補助の状況を聞きましたけれども、近年、実際解体にかかる費用というものは100万円から200万円という状況だと聞いております。特に、重機などが入ることができないまちなか、このまちなかなどでは、足場を組んだりして実際手作業での解体となって、家の大きさにもよりますけれども、本当にたくさんの費用がかかると聞いております。他市の状況を見てみますと、特に隣の世羅町におきましては、空き家で管理がされていない、または倒壊のおそれがある老朽住宅の解体の除却を行う方に対しまして、予算の範囲内で解体工事に要する経費の一部、工事費に10分の8を乗じて得た額内ですけれども、上限を100万円として補助をしております。住宅の不良度の測定基準というものがあり、予算は年間500万円、平成23年に制定されており、大変好評で、利用度も高く、来年の予約待ちの状況というふうに聞いております。本市におきましても、近年の現状を鑑みて、確実に危険空き家の数を減らしていくためにも、補助金の改定をするべきと考えておりますけれども、御所見をお伺いいたします。

（建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 坂本建設部長。

〔建設部長 坂本高宏君 登壇〕

○建設部長（坂本高宏君） 三次市では、平成25年度から老朽危険建物除却促進事業補助金を交付しております。補助額の決定に際しては、平均的な家屋規模の解体経費を約100万円と想定し、交付対象経費の3分の1で上限を30万円としています。解体補助額の引き上げについては、空き家を適正管理され、補助対象とならない方との公平性の問題や、解体などの補助がより充実すると、補助の対象になるまで放置し、かえって危険な空き家が増えることの危険、いわゆるモラルハザードの問題もあり、慎重に対応する必要があります。しかしながら、現制度で解体数が思うように増えていない実態や、最近の解体補助金の実績において、約150万円から200万円の経費がかかっていることから、老朽危険建物の除却を促進し、市民の安心・安全を確保するためにも、補助額を増額し、50万円を上限とする見直しを考えています。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） 増額を考えているという前向きな答弁で、実施計画にもちょっと載っていたと思うんですけども、空き家は今後増え続けることが確実な問題でありますので、いろいろな心情的なもの、モラル的なこともあるとは思いますが、やはり所有者への負担の軽減というのは重要なことだと思いますし、思い切った世羅町のような倍の予算をとってでもしっかりと解体、現実的になくなっていくという積極的な取組が必要なようにも思いますので、その辺もしっかり鑑みて取り組んでいただきたいと思います。

次に、（4）の防災グッズ、日常の備蓄品の啓発についてお伺いいたします。このたび西日

本を襲った豪雨災害ですけれども、各地でさまざまな被害が出ました。大規模な被害が起こると、市の準備だけでは対応し切れないことも多くあるということが浮き彫りになりました。本年度11月に行いました議会報告会の中でも、何人かの人から意見が出ました。備災というみずから備えて災害から身を守るということですのでけれども、日ごろから防災グッズや日常備蓄品の準備を心がける、避難所に行くにもせめて毛布と水、少量の食糧、自宅に避難してもコンビニなどの食料品はあつと言う間に品切れになってしまいます。困ったことも多くありました。

このように、防災グッズ、日常備蓄品のことを学ぶ地域も出てきておりますけれども、このような普及啓発が必要と考えますけれども、御所見を伺いたします。

(総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 落田総務部長。

[総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長 落田正弘君 登壇]

○総務部長(兼)選挙管理委員会事務局長(落田正弘君) 防災グッズ、日常備蓄品の啓発をということでございます。市民の皆さんが災害時に備えて日ごろから防災グッズ、例えば毛布であるとか懐中電灯、ラジオなど、また非常備蓄品、例えば非常食とか飲料水、これらのものを用意していただくことは、自分の命は自分で守るという自助の観点から大切なことです。非常時に何が必要か、持ち出すものを日ごろから考え、準備していくことが大切なことを防災の手引きに記載し、各戸配布を行っておりますし、また市広報への掲載やケーブルテレビへ職員が出演し、お話をするなどの啓発活動も行っていました。

今後も避難時の持ち出し品や注意事項などもあわせて、出前講座、市広報、ケーブルテレビ等により積極的に周知、啓発を行い、市民の皆様が平時からの防災意識を高めていただけるよう取り組んでまいります。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) なかなか思ってもできないのが防災グッズとか備蓄品の用意なんですけれども、本当に積極的に自助ということも大切なことですので、啓発のほうよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、大きな3番の通学時の子供の荷物が重過ぎることへの対策についてお伺いたします。通学時の荷物が重過ぎる、こんな声が児童生徒、保護者から上がっていることを受けて、文部科学省は今年9月に全国の教育委員会などに対して、一部の教材を置いて帰る、いわゆる置き勉を認めるなどの対策を検討するよう、通知したとありました。今までも、保護者、生徒からの対策の要望があったと聞いておりますが、これまで学校は通学時の荷物の重さを問題視されてこなかったのでしょうか。まずお伺いたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長（松村智由君） 通学時において、置いて帰ってもよい荷物はどのようなものかというような中身でのお問い合わせでありますけれども、今、議員のおっしゃっていただきましたのが平成30年9月7日付で、文部科学省から出されているものであります。この状況でありますけれども、児童生徒の荷物の重さということにつきましては、全国的にも重いという声が聞かれるようになってきております。これまで、三次市教育委員会といたしましても、学校の状況につきましては把握をさせていただいてきております。既に授業や家庭学習に支障がないことを確認した上で、児童生徒の負担を考慮して、持ち物の重さ、量を調節するなどの取組については、各学校ごとに対応しているところでもあります。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） このたび、私も何人かの中学校に通う生徒さんたちの状況を聞くことができました。特に中学校は教科書、ノート、問題集、ファイル、筆記用具、水筒、お弁当など、本当に重くていやになるということでした。それに、部活の用具を入れたバッグ、片道が20分から40分も歩く生徒や、自転車で遠くから通学する生徒、また雨の日には傘も差すと、本当に一苦勞であります。また、とても危険だと話しておりました。自分の体重の20%から30%もある荷物を毎日長時間持つと、もちろん健康にも悪影響があると、医学的にも言われております。この通知を受けて、各小学校ではどのような対応をされてきたのでしょうか。お伺いしたいと思います。

（教育長 松村智由君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 松村教育長。

〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長（松村智由君） 先ほど申し述べました9月6日の事務連絡が出されて以降でありますけれども、本市においてもこの通知については各学校のほうへ配付し、また取り上げて説明をいたしているところでもあります。この通知の中には、全国の学校における児童生徒の持ち物、携行品に係る工夫例というものが掲載されておまして、これを参考に、必要に応じて適切に配慮を講ずるよう通知されたものでございます。

これらの通知の中に書かれていた内容でございますけれども、特に本市におきましては、既に各学校のほうで実施しているものでございました。これに加えて、学校に置いて帰ってよいものにつきましては、一覧表を作成し、児童生徒に周知するとともに、保護者にも学級懇談や学級通信等で知らせている学校もでございます。議員の御質問にありましたように、本市におきましても、学校に置いて帰ってよいものというものは、授業あるいは帰っての家庭学習に差し支えない部分で認めているところもございます。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） 今、教育長の御答弁にありましたけれども、学校においては、そのようにしっかりとその要項をプリントして、生徒全員に配付して、家庭にもわかるようになっております。しかし、学校によってはまだ生徒や家庭にしっかり伝わっていない状況があります。今までと変わらない状況の中で通学している生徒さんたちもいらっしゃいます。このような状況の中で、改めてもう一度丁寧に指導していただきたいと思っておりますけれども、いかがお考えでしょうか。

（教育長 松村智由君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 松村教育長。

〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長（松村智由君） 議員からただいまお話をいただきましたように、学校によりましては一覧表、あるいはリスト化、それをプリント通信や学級懇談等でも知らせている学校もございます。また、中には生徒から意見を聞いて、持ち帰るかどうするかというようなことについて一緒に検討している学校もあるように聞いております。これらでございますけれども、学校によっては、先ほどおっしゃっていただきましたように、一覧表で示した学校もございますので、こういった事例も踏まえて、また今後この通知の状況等も確認する意味で、各学校のほうへもお知らせしていきたいと思っております。

（14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 岡田議員。

〔14番 岡田美津子君 登壇〕

○14番（岡田美津子君） ぜひとももう一度再確認していただきたいと思っております。

もう一つ、荷物を運ぶ手段として、たくさん荷物を持っていかなきゃいけないという子供たちには、キャリーバッグのようなものを補助的に使うということも考えられるのではないかと思うんですけれども、その辺お伺いしたいのと、もう一つ、置き勉をすることで、各学校の通学時の持ち物負担の軽減の指導については、家庭学習が疎かになるとか、置き勉の整理整頓ができないとか、持ち物の紛失、盗難、また落書きなどをされていじめの助長になるのではないかとというリスクも考えられることですが、もしそのようなことがあれば、むしろ家庭や学校の教育や指導を見直すきっかけととらえて、改善につなげていくべきだと思いますけれども、このような視点での教育長のお考えをお伺いしたいと思います。

（教育長 松村智由君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 松村教育長。

〔教育長 松村智由君 登壇〕

○教育長（松村智由君） 2点についてお尋ねいただいたところではありますが、まずキャリーバッグ等を学校へ持つことということでもありますけれども、現在、保護者の経済的負担を考慮いたしまして、基本的には小学校ではランドセル、中学校では各学校の規定による通学かばんを使用しているところであります。なお、学校におきましては、荷物の量、重さによっては規定のかばん以外のもので通学することも認めているところでございます。その際、華美にならない

ものにするなどの指導も行っているところでもあります。今日御紹介いただいておりますキャリアバッグも、例えば、今後において必要であればこれを用いてもよいというようなことも検討してみてもどうかということは、紹介をさせていただきたいと思います。

それから、学校に置いて帰った荷物が、例えば傷つけられ、いじめ等につながってはいけないということを御心配していただいております、それにかかわっての質問でございました。学校は安全、安心できる場でなければなりません。そのためにも、人のものを大切にする心や態度を、道徳科を中心といたしまして、全ての教科領域で指導もしているところでもあります。また、学校に置いて帰るものは各自のロッカーに保管しております。人のものを大切にするという指導も、考える機会であると今日もおっしゃっていただいております、当然、私もそういうふうに考えております。今後においても、道徳等を中心といたしまして、しっかりと指導していくよう、学校とも連携を図ってまいりたいと思います。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番（岡田美津子君） よろしくお願ひしたいと思います。使わないものを置いていくということは合理的で当たり前のように思います。ある校長先生が職員に配付したプリントには、「指導することが増えて申しわけありません。しかし、児童の安全や健康は全てに優先しません」と記されていたそうです。重いかばんを持って通学する子供たちをこのまま見過ごすのではなく、子供たちの健康や安全を第一としたルールづくりを考えていていただきたいと要望いたします。

次に、最後のヘルプマークの普及啓発と理解の周知について質問いたします。

まず、ここに提示してありますけれども、ヘルプマークとは、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、妊娠初期の方、発達障害の方など、外見からは一見だけではわからない目に見えない障害のある方などが、周囲に対して配慮を必要としていることを知らせることで、援助を受けやすくするマークです。本市においても、昨年10月より広島県が導入後、早速ヘルプマーク、ヘルプカードの無償の配布が始まりました。素早い対応と高く評価しております。本市の導入から今日までの配布数、また多くの人に知っていただくため、どのような普及啓発活動をされてきたのか、お伺いいたします。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 森本福祉保健部長。

[福祉保健部長 森本 純君 登壇]

○福祉保健部長（森本 純君） ヘルプマークにつきましては、今議員が御案内いただいたとおりでございます、広島県では平成29年9月から、また県下全市町で10月から配布ということになってございます。

本市の配布枚数でございますけれども、本年11月1日現在で、延べ74枚配布しております。普及啓発につきましては、広報みよしの平成29年9月号及び11月号、そして市ホームページ

でヘルプマークの趣旨と配布方法を掲載するとともに、広島県が作成したポスター及びチラシを市役所本庁及び各支所に設置することにより、普及啓発を図ったところがございます。また、地域における障害者差別を解消するための取組等を行う組織でございます差別解消支援部会のほうでも、構成団体である障害者団体等にヘルプマークの周知と啓発を図っているところがございます。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 昨年度から74枚の配布ということですがけれども、私も人工股関節を使用しておりますので、ストラップ用のヘルプマークをかばんにつけております。そうした中で、多くの方から、このカードの意味を聞かれます。外見からはわからない障害を持った多くの方に使っていただきたいのと同時に、やはりこのマークの意味を多くの方に知っていただき、理解していただき、思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要だと思っております。学校とか駅、各交通機関、病院、郵便局、消防関係、自治連や自治防災組織などに積極的に情報提供や理解の促進をするべきだと思います。さまざまな分野へのポスター掲示も有効だと思いますけれども、その辺の御所見をお伺いいたします。

(福祉保健部長 森本 純君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 森本福祉保健部長。

[福祉保健部長 森本 純君 登壇]

○福祉保健部長(森本 純君) ヘルプマークを含め障害に関するさまざまなマークといったものにつきましては、広報紙を通じて随時啓発を行っているところがございますけれども、ヘルプマークにつきましても、引き続き広報紙で周知を図っていきたいというふうに思います。

また、ポスター、チラシにつきましては、今年度も広島県が作成いたしますが、今年度は各市町だけではなく、新たに県内の交通事業者、医療機関、薬局、そして従業員50人以上の事業所等にも配布されると伺っております。本市へも配布され次第、小・中学校やコミュニティセンター等を始め、できるだけ多くの公共施設に配布、設置することにより、周知を図ってまいりたいというふうに思います。

(14番 岡田美津子君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 岡田議員。

[14番 岡田美津子君 登壇]

○14番(岡田美津子君) 理解というのがとても重要なことだと思いますので、いろいろな分野へのポスターの配布、ポスターは長時間張っておくことができますので、チラシみたいなものよりも有効かなと思います。今日は出ておりませんが、広島県の社会福祉協議会がしております、ヘルプマークをつける人を見かけたら、電車やバスの中で席を譲るなどの配慮をお願いしたり、また駅や商業施設で困った様子があれば声をかけてくださいとか、災害時には避難するための支援をお願いいたしますというようなチラシで、理解の普及を求めています。

2020年の東京オリンピックに向けて、全国にも展開されようとしております。また、災害時にも有効とされているヘルプマーク、周知が進み、自然と周囲が反応できるような状態になることが理想だと思います。これから私たちが歩いていく共生社会の実現のためにも、普及啓発、理解の周知に積極的に取り組んでいただきたいと切に要望して、このたびの私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小田伸次君） 順次質問を許します。

（6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 黒木議員。

〔6番 黒木靖治君 登壇〕

○6番（黒木靖治君） 公明党の黒木靖治でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従って一般質問をさせていただきます。

まず、私のほうから、1番目に農業振興についてお伺いいたします。午前中、同僚議員の方が農業について質問されております。国が11月27日に改定した農林水産業・地域の活力創造プラン、スマート農業を明確に位置づけているわけでございますが、農林水産省ではスマート農業の実現に向けた取組で、農業分野では担い手の減少、高齢化の進行等により、労働力不足が深刻な問題となっております。また、現場では依然として人手に頼る作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が重要となっている中で、ロボットの技術やICTを活用した新たな農業、スマート農業を実現するため、農林水産省では経済界の協力を得て研究会を設け、将来像や課題などを検討するとともに、GPS自動走行システム等の導入による農機の自動走行、重労働を軽労化、アシストするアシストスーツ、除草などの作業を軽労化するロボット等の研究開発、導入実証を進めているわけでございますが、このような中で、中国地方では水田などの畦畔管理に使用する草刈りロボットの普及が進んできております。主流はリモコン式の自走型、急傾斜が多く人手不足に悩んでいる中間地域では、草刈り作業が大変大きな作業負担となっております。労力軽減に加え、安全に作業できるため、集落営農法人などに導入が少しずつ広がっております。

モニターをお願いします。今、モニターに映し出しておるのが、自走型の草刈り機でございます。先月11月16日に、JA三次、JA三次集落法人グループ、JA三次地域営農集団連絡協議会、JA三次大型農家生産グループが、三和町で畦畔管理の研修会を実施されております。機械メーカーがリモコン式自走型草刈り機の実演を行っております。これは、そのときの模様をデジカメで撮ったものです。長さ約40メートル、幅10メートル、傾斜度45度の畦畔の草刈りを約30分で完了いたしております。ちなみに、人間が1人でこの作業をすると、休憩も含めて3時間ぐらいはかかります。約80名の生産者の方が参加され、メーカーに質問するなど、機械の有効性を確かめ、管理作業の省力化について意見を交わされております。

中山間地では急傾斜の畦畔が多く、草刈り作業が大きな負担となっている。農業者の高齢化で労力のかかる畦畔管理の省力化が課題となっております。今まで同僚の議員が畦畔の管理について一般質問を何回かされております。また、JA管内の集落法人グループの代表と議員の

話し合いの中でも、草刈り作業が一番大変だと言われております。

今回の実演で、J A三次の担当者は、広範囲の畦畔の草刈りは、刈り払い機での作業には限界があるということで、研修会を通じて省力技術を普及していきたいと言われております。畦畔管理については、センチピードグラス吹きつけや防草シート被覆には限界があり、特に幅や高さ、急傾斜のあるのり面は、草刈り作業は単調で作業負担や作業の危険のリスクも大きくなり、高齢化とともにさらにリスクは高くなっていきます。

このような状況で、今回の実演に使用された、これはドイツ製のリモコン式自走型草刈り機でございますが、刈り幅約1メートル12センチ、刈り高は5センチから20センチ、これは調整できるようでございます。最大傾斜50度まで作業が可能ということで、重心が低く、転倒の危険が少ないということで、前進、後進どちらでも草が刈れるようになっております。また、幅広のシャーシとクローラーにより、今まで作業が困難な場所が可能になり、刈り払い機約15台に匹敵すると言われております。価格はちょっと高いんですが、1台600万円でございます。走行方式はエンジンの出力で発電機を動かし、駆動電力モーターを回すハイブリッドシステム、簡単操作と簡単なメンテナンス、グリップアップ不要、油圧機能がないためオイル漏れの心配がないということと、クローラー採用で傾斜での確かなグリップ性を発揮すると。低燃費で、排ガス、油圧オイルを使用しないので、環境に優しくコストパフォーマンスを発揮するリモコン式自走型草刈り機でございます。

農林水産省が進めているスマート農業の実現に向けた取組と今後の展開方向で、きつい作業、危険な作業から解放という項目の中に、除草ロボットなどにより作業を自動化するというのがあり、2019年度実施する予定のスマート農業の現状実証事業を、2018年度第2次補正予算に前倒して盛り込んであります。こうした事業を積極的に活用して、利用を促進していくべきであると思います。三次市としても、基幹産業である農業の将来を見据えて、J Aや農業法人、大型農家へのリモコン式自走型草刈り機の導入をしていくべきだと考えますが、どのようにお考えか、お伺いいたします。

(市長 増田和俊君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 増田市長。

[市長 増田和俊君 登壇]

○市長(増田和俊君) 黒木議員の御質問にお答えさせていただきますが、午前中にも池田議員から農業を取り巻く環境という観点から御質問がございました。取り巻く環境としましては、御承知のとおり、高齢化や担い手不足ということで、いかに農業を継続していくか。後継者問題、さらには農作業の大変さから、放棄地あるいは農業をやめていかれる。そういう厳しさが増してきておることも、私自身も承知をさせていただいております。

行政としても、今後の取組の中で農業をどう守っていくかという観点の中で、J A三次さんを中心にしながら、関係する団体とも十分一体性、連携を持ちながら、新たな対応を考えていくべき農業の今直面している問題であると、厳しさを持ちながら認識をいたしております。したがって、今後早急にそこらは組織対組織の中で協議、連携をさせていただく中で、今お話の

ありました自走型草刈り機を含めて、今後の農業をどう守るかという観点から、真剣に検討していきたいと思っております。今、行政が独断で対応するというのではなく、関連する組織の皆さん、JA三次さんを始めとした組織の皆さんと積極的に進めていきたいというように思っていますので、そこらで対応できるものは対応していきたいと思っております。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 黒木議員。

[6番 黒木靖治君 登壇]

○6番(黒木靖治君) ぜひとも関係機関とよく連携をとっていただいて、導入に前向きな検討をしていただきたいと思います。午前中の同僚議員も言われました。農業は本当に転換期に立っておると思いますので、ぜひとも積極的な支援をよろしくお願いします。

続きまして、2の市道などの維持管理についての質問をさせていただきたいと思います。

(1)の道路状況通報アプリについてお伺いしたいと思います。三次市では交通安全を確保するため、道路パトロールを実施されたり、さらに交通の安全を確保するため、道路の損傷を発見された際、市民の方に、ホームページなどで本所及び支所の担当部署に情報提供をお願いをされています。定例議会においても、枯れ木の落下や落石、グレーチングのはね上がり等による物損事故の損害賠償の専決処分の報告が年間数件上がってきております。私も通行中に道路の損傷箇所などを発見したら、デジカメで写真を撮って、土木課や支所に情報を提供しておりますが、年間に何件ぐらいの情報提供があるのか、道路パトロールをどのようにされているのか。把握されていれば教えていただきたいと思います。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂本建設部長。

[建設部長 坂本高宏君 登壇]

○建設部長(坂本高宏君) 御質問の道路パトロールということでございますけれども、まず事故件数ですけれども、例年七、八件の賠償案件ということはございます。ただ、報告のほうは、本市における道路巡視は、現在権限移譲されている県道及び一部市道において、業務委託により月4回、道路パトロールを実施しています。その他、市道については、現場への行き帰り等について、職員が注意観察を行っている状況でございます。その他、市民からの通報情報等、関係機関等の情報ということでございます。全部の数を全て把握してはおりませんが、道路巡視等について言えば、ごみ等の報告もありますので、年間1,000件程度の報告はあったというふうに記憶しております。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 黒木議員。

[6番 黒木靖治君 登壇]

○6番(黒木靖治君) 年間約1,000件程度の報告があったということでございますが、なかなか市民の方は見ても見ぬふりというか、通報がしにくいのではないかと思います。

モニターをお願いします。こんな中で、福山市が、道路や上下水道の損傷を市民がスマート

フォンで写真撮影し、市に通報する制度の運用を始めるという記事が新聞に載っていたわけですが、内容は、無料アプリを使ってもらい、GPSの機能を生かした迅速な状況把握や補修につなげるというものでございます。利用には無料のアプリのダウンロードが必要となり、対象は道路の陥没、ガードレールの損傷、倒木による通行不可、マンホールなどから水があふれているなど10項目、スマートフォンで撮影後にGPS機能で位置を地上図に落として送信すれば、市役所に届いて送信者に対応した結果をメールで報告できるというシステムでございます。2015年4月に運用を始めた神奈川県相模原市のシステムを活用し、システム導入費約140万円と運用経費年間約220万円ということで、今年の4月から導入されています。

導入効果といたしまして、写真による損傷状況の詳細な把握が可能になり、応急対応等の的確な事前準備が可能になった、また、現場の正確な位置をパソコンの地図上で確認できるようになった、これらによって、より円滑で迅速な現場対応につながっている、手軽に通報できることから、広く多くの情報が寄せられている。以上のような効果が報告されています。また、三次市においても、職員の増員は厳しい中で、市民に対しての交通の安全の確保を言われておりますが、現状を考えてみますと、十分な対応ができていないのではないかと考えております。このようなことを考えましても、道路通報アプリの導入ができないか、お伺いいたします。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂本建設部長。

[建設部長 坂本高宏君 登壇]

○建設部長(坂本高宏君) 道路通報アプリの導入についての御質問でございます。ここで、道路通報アプリについて、私のほうからも説明をさせていただきます。

そのアプリとは、道路や上下水道施設の損傷を市民がスマートフォンで写真撮影し、市へ通報することができる無料アプリでございます。GPS(衛星利用即位システム)の機能を生かした迅速な状況把握や、補修につながるものとして、今年4月に広島県内で初めて福山市が導入しております。福山市に聞いてみますと、導入後、約900名を超えるユーザー登録があり、現在までに約530件の通報があったとのことでございます。平日時間外や休日における緊急対応については、従来どおり電話連絡の通報で対応されているということでございます。

メリットとしましては、やはり従来に比べ正確な位置や現場の詳細な情報が一目でわかり、速やかに対応できるということでございます。そして、デメリットとしては、アプリ導入経費が約200万円、年間維持経費が約220万円かかることのことでした。

今後は、人口47万人の福山市の実績や導入している他市の状況を参考に、三次市への有効性の検証を行い、導入の可否について検討していきたいというように考えています。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 黒木議員。

[6番 黒木靖治君 登壇]

○6番(黒木靖治君) 経費もかかることですから、ぜひ今後の検討課題にさせていただきたいと思っております。

続きまして、3の質問の項目に移らせていただきます。空き家対策についてでございますが、先ほど同僚議員が、老朽危険建物除却促進事業の補助金については質問されましたので、私のほうから通告いたしております2点についてお伺いしたいと思います。

1点目は、本来は建物及び土地の所有者が老朽建物を除却しなければならないわけですが、費用が工面できず、除却できないため、やむを得ず地域の人が倒壊した建物を除却した場合、その費用についてはどのように考えておられるのかというのが1点と、2点目に、建物及び土地の所有者が倒壊した建物を、資金が工面できず除却できない。被害の出た市道以外に迂回路がなく、通行に影響が出る場合は市費で除却されるのか、お伺いいたします。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂本建設部長。

[建設部長 坂本高宏君 登壇]

○建設部長(坂本高宏君) 老朽危険建物除却ということでの、本人が撤去できない場合ということでございます。建物が市道等に倒壊し、交通の障害が発生した場合、原因者である建物所有者が障害物を撤去し、原状復旧することは基本となります。これは議員の御指摘のとおりであります。しかしながら、所有者でなく、地元の方が作業を実施される場合についてということでございます。しかしながら、同様でございます、所有者が原状復旧するという基本に立ちます。また、市の補助制度がないということです。費用につきましても、建物所有者と事前に協議し、実施していただくこととなります。

もう一つ、2つ目に建物の崩壊により迂回路の確保が困難など、交通に影響が出る場合、行政が対応するのかということでございますけれども、これは行政のほうが手続を踏み、市が代執行を行って、その費用については建物所有者に求償すると。かかった費用を求めるということとなります。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 黒木議員。

[6番 黒木靖治君 登壇]

○6番(黒木靖治君) 私の地域で、1件そういう事例が発生しまして、私が1日半かかって、チェーンソー等で全部除去しています。こういう将来起こり得るであろうという問題を、今後何か市として基準を設けてしていくべきではないかと思いますが、お考えをお伺いいたします。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂本建設部長。

[建設部長 坂本高宏君 登壇]

○建設部長(坂本高宏君) 対応の基準の作成についてという御質問でございます。今回、黒木議員の地元であったという報告がありましたけれども、そういった事例はごくまれで、それぞれの事情で、それぞれ状況は変わるということでございますので、今のところ、その対応基準まで作成して運用するという必要はないと考えております。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長（小田伸次君） 黒木議員。

〔6番 黒木靖治君 登壇〕

○6番（黒木靖治君） 今、市としては考えておられないということですが、所有者がお金がなくて、3カ月も放っておられて、地元で大変迷惑がかかっているわけです。その場合は、やむなく私はボランティアでしたわけですが、その点、市としても、所有者にもっと出向いてでも、私の地域は、福山市に住んでおられますので、三次市内でないのも距離がありますが、そういう面では、担当の部署から出向いてでも話をさせていただいて、早急に撤去していただくようなことも考えていただきたいと思います。その点はどのようにお考えでしょうか。

（建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 坂本建設部長。

〔建設部長 坂本高宏君 登壇〕

○建設部長（坂本高宏君） 2番目の答えの中にありましたように、とにかく通れないという状況があった場合は三次市が撤去すると、それは求償するということをごさいますて、それは変わらないということをごさいますので、撤去しないと申し上げているのではなくて、基準まで運用して、それぞれ個々で、所有者がどこにおられるか、またどういう状況かというのは違うわけで、そういう基準まで設けてまでは対応しないけれども、市のほうとしては撤去の方向に動くということをお願いいたします。

（6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 黒木議員。

〔6番 黒木靖治君 登壇〕

○6番（黒木靖治君） それでは、こういう場合は市に連絡すれば市のほうで撤去していただけると理解してよろしいでしょうか。

（建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 坂本建設部長。

〔建設部長 坂本高宏君 登壇〕

○建設部長（坂本高宏君） 基本的に、所有者が撤去するというのが基本となるということをごさいますて、車が通行しないという部分もいろいろなパターンがございまして、道の脇に、当面通行に支障がない形で倒壊するという場合などは、地元の所有者に対して順次指導を行い、最後は命令という手順を踏みながら、そして代執行を行うということをお願いいたします。そして、たちまち通行もできないという場合は、もう早急に、三次市としても最低限、通行を確保するという状況をとってそれを求償し、残る部分については手続を踏みながら個人に撤去を求めるということになるかと思っております。

（6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める）

○議長（小田伸次君） 黒木議員。

〔6番 黒木靖治君 登壇〕

○6番（黒木靖治君） 今、坂本部長がおっしゃったこと、ではそのような場合は市役所の支所な

り本所のほうへ、現場の写真を撮って提出して処理をしてもらうということで理解してよろしいでしょうか。

(建設部長 坂本高宏君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 坂本建設部長。

[建設部長 坂本高宏君 登壇]

○建設部長(坂本高宏君) 繰り返しになりますけれども、行政のほうとしましては、手順をそれぞれ踏みまして、撤去を促すと。そして、してもらえない場合、行政代執行を市としてするというのでございます。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 黒木議員。

[6番 黒木靖治君 登壇]

○6番(黒木靖治君) 手順を踏むということでした。今回の件は3カ月放ってありました。もし手順を踏まれるのなら、スピーディーに早くしていただきたいということを要望いたしまして、この件についてはまた次回にさせていただきます。

引き続きまして、4番の市役所葬儀後の手続についてお伺いしたいと思います。

議会報告会で、ある地域にお伺いしたとき、参加されていた方が、高齢世帯が多くなり、死亡した時の手続などがわかりにくいので、どういった書類が要るのか、市役所のほうで教えてほしいという意見が出たことがございます。大切な家族を亡くしたばかりの遺族にとって、死亡時の行政手続はわずらわしいものでございます。葬儀後の市役所での手続は煩雑で、個々の状況で違いますが、最低でも5つから7つ、多い場合は30以上の届け出に10以上の窓口を回らなければならないこともあり、こうした手続、届け出をわかりやすく一覧表にして、支所及び本所で窓口準備したり、市の広報紙と一緒に配布するようにはどうかと考えていたわけですが、そういうときに、新聞記事が目にとまりました。

大分県別府市で、2016年5月におくやみコーナーをスタートいたしております。設置については、若手職員で結成された窓口プロジェクトチームが、窓口業務や庁舎の問題点などに対し提言し、たらい回しゼロ、訪れる人にとって居心地のよい空間づくり、福祉コーディネーターによる寄り添う支所の実現を提言、政策三本柱として、中でもたらい回しゼロ作戦では、総合窓口の検討を行い、死亡については手続の必要な関係課が多いこと、悲しみを抱えて来庁される市民へのサポートの必要性を優先し、市が今できることとして発案され、設置されております。お客様シートに、死亡者の氏名や生年月日を書き込んでもらい、職員がデータを入力すると、必要な手続が導き出され、関係書類が一括して作成され、遺族の方はどんな手続をするのかを記した一覧表をもとに、説明を受け、窓口へ行くわけですが、関係窓口では、受け付けナンバーを持った市民の方が行くと、窓口で迎えられ、体が不自由な場合は職員がコーナーに出向くこともあり、そのおくやみコーナーを設置したことにより、電話のたらい回しの解消がされた。また、御遺族が来庁できない場合、必要最小限の情報を伺い、入力した情報を流し、各課が必要な書類を出力し、コーナーでまとめて郵送するため、市としての総合的な対

応が可能になった。また、固定資産税業務は、おくやみコーナーからの情報提供で、手続が減少し、相続人への関係書類発送総件数が7割減少しております。どこで何をしたいのかわからないという遺族の心理的負担軽減、届け出書作成の負担軽減となり、市民満足度が上がったと。また、関係各課窓口、遺族の両者にとっても、事前準備による受け付け時間の短縮が、感覚として各課で3割程度短縮されたと言われております。さらに工夫をして、この死亡情報を関係課と共有して、手続の要、不要の事前確認も開始し、関係課の抽出時間の短縮を実現されておるようでございます。市役所以外での手続案内一覧を作成し、さまざまな死亡手続の周知に努められております。大がかりなシステム改修もない、また自前での書類、書式作成と関係部署への徹底によって運用されております。

三次市においても、このように市民に寄り添ったサービスを実施すべきであると考えますが、どのようにお考えか、お伺いいたします。

(市民部長 稲倉孝士君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 稲倉市民部長。

[市民部長 稲倉孝士君 登壇]

○市民部長(稲倉孝士君) 死亡後の手続ということで、議員のほうから御紹介がございました。

議員言われますように、身近な方がお亡くなりになりますと、保健や福祉など、市役所での各種手続や銀行、法務局など、市役所以外での手続が必要となつてまいります。三次市では、死亡の届けがあった際には、市役所での各種手続の一覧をお渡しした上で、後日、市役所で実際にどの手続が必要なのかがわかるように、御遺族の方へ文書を送付して、具体的な御案内をしているところでございます。

議員御提案の手続の一覧表の広報とか周知について、私も他市のホームページ等をのぞかせていただきましたけれども、市役所以外での手続もあわせて冊子とか一覧表にしてホームページに掲載しているものや、先ほど御紹介もございましたように、おくやみコーナー等の専門窓口を設置しているものなど、さまざまなサービスの内容で対応されているということで、大変参考とさせていただいたところでございます。

それと、申請書を一括作成するシステムについても、これも見させてもらいましたけれども、専門窓口において、死亡に関する市役所での関係書類の一括した作成を補助するというものでございまして、それぞれの窓口で改めて申請書を作成することなく手続ができるというふうな工夫をされたものでございました。

現在、三次市では、死亡後の手続を支援する特設のコーナーは設けてはおりませんが、総合案内を設置するなど、また窓口に出た職員が、その方の相談を受けながら、親切丁寧に別府市に負けぬようにサービス、配慮をしておるといふようなことを考えておるところでございます。

今後につきましても、議員から御紹介された他市の取組も参考にしながら、窓口サービス向上の視点で研究をさせていただきまして、できるところから準備を進めて実践をさせていただきたいと考えているところでございます。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 黒木議員。

[6番 黒木靖治君 登壇]

○6番(黒木靖治君) ぜひ、市民に寄り添った制度を早急に実現していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後の5番目の質問に移らせていただきたいと思います。

升田幸三記念館建設についてお伺いしたいと思います。私が升田幸三名人を知ったのは、平成26年8月24日の新聞の日曜版の特集で、「名言巡礼」で升田幸三の言葉「名人に香車を引いて勝つ 旅立ちの誓い 伝説の原点」という記事を見たからでございます。読み進めていくうちに、三次市三良坂町の出身であることを知り、いろいろ調べてみました。

升田幸三名人は新手一生の棋風で、生涯独創的な多くの戦法、定跡をつくり上げ、将棋を指し続けてプロ棋士に大きな影響を与え、ファンを魅了し、今も全国にファンがおられます。1957年に棋界史上初の三冠、名人、九段、王将制覇をなし遂げられ、また当時、将棋というゲームに寿命があるならその寿命を300年縮めた男と評され、順位戦A級から一度も陥落することなく、1979年に引退、将棋連盟では1988年に新たな称号をつくって、実力制第四代名人の称号を贈っておられます。また、新手や新戦法を編み出した棋士を表彰する升田幸三賞が1995年から設けられております。1973年11月3日には紫綬褒章を受けられております。今、将棋界で29連勝をし、連勝記録を塗りかえて将棋ブームを巻き起こしている藤井聡太七段と対戦し、一躍有名になった「ひふみん」の愛称で親しまれております加藤一二三九段も、満足のいかない成績が続いていたとき、当時の升田九段から贈られた色紙に書かれていた「潜龍」という文字、今は潜んでいるが、いずれ空へ舞って活躍できるという意味の言葉に、大いに励まされたそうです。升田幸三名人の棋風を慕う棋士は多く、現在の第一人者、羽生善治竜王も、将棋を指したい人は誰かという問いに、「升田先生と指したい」と述べられております。また、昭和20年から30年代に活躍されていたわけですが、現代の将棋感覚を持っていたと評価しておられます。後世に残る偉業の1つに、1956年、大山名人との王将戦で、名人を香車落ちに指し込み名人に勝っている。現役時代何度も戦った中原誠十六世名人は、今の制度では起こり得ない事態だが、強さの象徴である名人に香車を引いて勝ったことは空前絶後としか言いようがないと解説されております。また、有名なエピソードとして、終戦直後、日本を統治していたGHQが、将棋が相手から奪った駒を味方として使うことはできるが、これは捕虜虐待のゲームであるとして禁止しようとしたことがございます。そのとき、将棋連盟の代表として、GHQと対した升田名人は、「将棋は人材を活用する合理的なゲームである。チェスは取った駒を殺すが、これこそ捕虜の虐待ではないか。キングは危なくなるとクイーンを盾にしてまで逃げるが、これは貴殿の民主主義やレディーファーストの思想に反するのではないか」と反論して、将棋を守ったというエピソードがございます。また、当時の巨人の長嶋茂雄と対談したときには、「野球は3割打ったら上等と言われるが、将棋は7割勝たんと一流とは言えん、精進したまえ」と言われた長嶋茂雄は、スランプから脱したというエピソードもございます。また、政

財界の著名人が重要な決断をされる時、升田名人を訪ねてきて話をされたようでございます。

今紹介したことはほんの一部でございますが、政界、財界などの著名人とも多く対談されておられ、名言、格言、著書も多く残されております。今年の9月21日付の新聞で紹介されている記事に、1998年ごろに升田幸三名人を顕彰する記念館をつくる構想があったようでございますが、運営や場所など問題があつて実現に至らなかったようでございます。日本将棋連盟三次支部の支部長は、遺族や弟子に会われ、きちんとした受け皿があるのなら遺品を渡してもよいと言われているようです。地元の偉大な棋士、何としても形に残したいと力を込められておるといふ記事が掲載されておりました。

三次市においても、今年8月26日に三次市十日市きんさいセンターで、第26回升田幸三名人杯将棋大会が約200人参加されて開催されております。この大会は、合併前の三良坂町商工会青年部が、地域と都市との交流の場づくりの事業として、1992年にまちおこし将棋大会を計画されたことが始まりで、現在この大会は三次広域商工会、将棋連盟三次支部、三良坂町観光協会、三良坂町自治振興区連絡協議会で構成される升田幸三杯大会実行委員会により続けられております。平成5年から平成30年までの26年間、約四半世紀にわたって守り続けられております。また、三次市十日市中学校の3人の生徒さんが、今年の8月9日に東京都墨田区の国際ファッションセンターで開催された文部科学大臣杯第14回小・中学校将棋団体戦で、昨年の第13回大会に続き、史上初の全国大会2連覇を達成されております。私の勝手な思い込みかもしれませんが、将棋界初の三冠制覇をなし遂げられた升田幸三名人と何か通じるものがあるのではないかと考えております。両方とも史上初というのがあるわけでございます。十日市中学校では将棋部はなく、3人は日本将棋連盟三次支部で指導を受けながら、日々研さんを積んできた結果、私立の有名進学校を始めとする強豪校を倒し、参加した全国745校の頂点に立っております。

このようなことも踏まえて、スポーツに比べ、将棋は地味なようでございますが、升田幸三名人が誕生した三次市は、将棋の文化が根づいているのではないかとと思います。三次市には奥田元宋・小由女美術館、中村憲吉記念文芸館、辻村寿三郎人形館などがあります。升田幸三名人は将棋タイトル三冠独占など、輝かしい戦歴はもちろんのこと、その独創的な指し手、キャラクター、数々の逸話は、将棋界の歴史を語る上で欠かすことのできない人物であると、今に言われております。

このような升田名人を、三次市として顕彰し、升田幸三記念館の建設の考えはないか、お伺いいたします。

(教育長 松村智由君、挙手して発言を求め)

○議長(小田伸次君) 松村教育長。

[教育長 松村智由君 登壇]

○教育長(松村智由君) 記念館の建設ということで御質問いただいたところであります。

議員のほうからも御紹介いただきましたように、升田幸三氏は三良坂町出身の棋士でありまして、将棋の実力以外にも多くの名言を残していらっしゃるようで、今日でも多くのファンの

方を魅了し続けていらっしやるところでもあります。そして、先ほどもございましたけれども、全国では史上最年少のプロ入りを果たした藤井聡太七段の活躍、あるいはその将棋の人气が若い世代にも高まってきております。あわせて御紹介いただきました本市の十日市中学校の生徒3人が文部科学大臣杯の小・中学校の将棋対戦におきまして、2年連続で全国大会制覇、大変喜ばしい報告も受けているところでございます。

記念館にかかわりましてでございますが、現在のところ地元のほうから建設の要望書の提出など、機運の盛り上がりにかかわっての声をいただいているものはございません。本市といたしましても、具体的な構想や計画を持っていない状況でもございます。記念館の整備をとという御質問ですが、建設に当たっては、例えば建設や運営に係る経費の財源であったり、展示品の内容であったり、さらには運営や集客等についてしっかりと検討していく必要があると考えております。

なお現在、先ほども御紹介いただきました升田幸三氏を顕彰いたします升田幸三杯将棋大会が行われているところでありますけれども、本市といたしましては、補助金の交付を現在行っておりまして、このことにかかわりましては、引き続き支援をしてみたいと考えているところでもございます。

(三良坂支所長 古野英文君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 古野三良坂支所長。

[三良坂支所長 古野英文君 登壇]

○三良坂支所長(古野英文君) 私のほうから、升田幸三杯記念大会につきまして、その運営につきまして回答させていただきたいと思っております。升田幸三杯将棋大会は、先ほども議員御紹介もいただきましたけれども、平成5年7月に三良坂祇園祭実行委員会が主催する三良坂祇園祭会場の一角で開催したのが始まりでございます。今年の大会で第26回の大会となりました。本市といたしましては、地元の偉大な棋士の名を後世に伝えることの必要性から、日本将棋連盟三次支部が中心となり開催いただいております升田幸三杯将棋大会を継続して支援していきたいと考えております。ちなみに、将棋名人400年祭の記念行事として平成24年9月に開催されました第20回大会でございますけれども、大会を盛り上げるために、通常より支援額を増額して対応した経緯がございます。

(6番 黒木靖治君、挙手して発言を求める)

○議長(小田伸次君) 黒木議員。

[6番 黒木靖治君 登壇]

○6番(黒木靖治君) 先ほど教育長から答弁がございましたが、ぜひ升田幸三名人の偉業を後世に残すためにも、先ほどおっしゃったように、予算とかいろいろな運営面の費用がかかるというのはわかるわけでございますが、今後ともぜひ検討いただいて、対応を考えていただきたいと思っております。

最後に、「時代が変わっても、人間を磨くのは目的に挑戦する苦労だということには変わりはありません。今の人は、苦労はしているが、それは物欲を満たす苦労で、自分独特、独創の

苦勞ではない。どんな世界でも同じだと思う。プロとアマの違いは、アマはまねしてでも通用するが、プロの道は独創、またそうじゃなきゃ通用しない。だから、苦しいが喜びも計り知れない」という升田幸三名人の名言を紹介させていただきまして、私の一般質問を終わります。御清聴ありがとうございました。

○議長（小田伸次君） 本日の一般質問はこれまでとし、残りの質問は明日行いたいと思います。お諮りいたします。

本日の会議はこれまでとし、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小田伸次君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は大変御苦勞さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

——延会 午後 2時54分——

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成30年12月10日

三次市議会議長 小 田 伸 次

会議録署名議員 山 村 恵美子

会議録署名議員 横 光 春 市